平成22年9月宮崎県定例県議会 総務政策常任委員会会議録 平成22年9月16日~17日

場 所 第2委員会室

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計補正 予算(第7号)

○議案第4号 宮崎県口蹄疫振興対策基金条例

○議案第5号 宮崎県税条例の一部を改正する 条例

○議案第7号 職員の旅費に関する条例の一部 を改正する条例

○議案第9号 宮崎県住民基本台帳法施行条例 の一部を改正する条例

○議案第15号 訴えの提起について

○請願第39号 司法修習生給費制存続の意見書 提出を求める請願

○県民政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・口蹄疫からの再生・復興方針について
- ・平成22年度政策評価の実施について
- ・新たな県総合計画の策定状況について
- ・宮崎県産業科学技術振興指針の改定について
- ・平成22年国勢調査の実施について
- ・ 鳥獣被害対策緊急プロジェクトの実施状況に ついて
- 「霧島ジオパーク」の日本ジオパーク認定について
- ・今後の行財政改革の検討について
- ・宮崎県口蹄疫対策検証委員会の設置について

出席委員(9人)

 委員長押川修一郎

 副委員長河野哲也

 委員中村幸一

員 横田照夫 委 委 員 松村悟 郎 委 員 井 上 紀代子 委 員 鳥 飼 謙 委 前屋敷 美 員 恵 委 員 武 井 俊 輔

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長 山 下 健 次 県民政策部次長 土 持 正 弘 (政策担当) 県民政策部次長 江 上 仁 訓 (県民生活担当) 部参事兼総合政策課長 永 山 英 也 部参事兼秘書広報課長 **角** 田 博 昭 統計調査課長 大 野 保 郎 総合交通課長 中 哲 朗 田 中山間 · 地域政策課長 山内 武 則 生活・協動・男女参画課長 大 脇 泰 弘 文化文教・国際課長 安 井伸 人権同和対策課長 吉 田 正 彦 情報政策課長 金 丸 裕 広報 企画監 己 津 曲 睦 交通・地域安全対策監 勇 柳田

総務部

総 務 部 長 稲 用 博 美 総務部次長 本 孝 兀 (総務・職員担当) 総務部次長 英 治 畄 田 (財務・市町村担当) 危機管理局長 斐 甲 睦 教

部参事兼総務課長 緒方文彦 人 事 課 長 桑山秀彦 行政経営課長 大 坪 篤 史 財 政 課 長 日 隈 俊 郎 部参事兼税務課長 裕 永 田 志 市町村課課長補佐 嶋 清 美 福 総務事務センター課長 宗 假屋 春 危機管理課長 金 井 嘉 郁 消防保安課長 山之内 点

事務局職員出席者

 総務課主幹
 馬場輝夫

 議事課主査
 大下香

〇押川委員長 ただいまから総務政策常任委員 会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありますが、日程案につきましては、お手元に配付の とおりでありますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。 午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終 了した後にお願いいたします。

〇山下県民政策部長 県民政策部でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回提案している議案等につきま して、概要を御説明いたします。 今回お願いしております議案は、議案第1号 「平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」 及び議案第4号「宮崎県口蹄疫復興対策基金条 例」であります。

お手元の総務政策常任委員会資料により御説 明をいたします。

委員会資料の1ページをお願いいたします。 今回お願いしております県民政策部の一般会計 補正額は、一般会計の表の一番下、合計で31 億2,164万3,000円の増額であります。これは、 後ほど御説明いたします口蹄疫復興対策等に伴 う補正であります。補正後の県民政策部の一般 会計予算額は、145億8,662万8,000円となります。

具体的な事業につきましては、後ほど、担当 課長から御説明いたします。

次に、議案第4号「宮崎県口蹄疫復興対策基 金条例」についてであります。

議案書をごらんいただきますと、議案第4号という赤いインデックスがついておるかと思いますが、こちらをごらんいただきたいと思います。議案書の13ページになりますけれども、これは、口蹄疫対策特別措置法第23条を踏まえまして、口蹄疫からの復興等に係る事業を一体的かつ継続的に実施するための基金を創設する条例であります。

次に、その他の報告事項について御報告を申 し上げます。

先ほどの常任委員会資料に戻っていただきまして、目次を開いていただいて左側ですけれども、Ⅲにその他の報告事項6件を掲げております。6件のほかに追加で1件ありますが、後ほど、御説明いたします。

まず、口蹄疫からの再生・復興方針について であります。県では、6月末に庁内に口蹄疫復 興対策本部を設置するとともに、市町村や経済 団体に参加をいただき、口蹄疫復興対策連絡会議を発足させ、官民一体となって口蹄疫被害からの再生・復興に取り組んでいくこととしたところであります。市町村や経済団体の意見・要望も踏まえまして、今後の復興に向けた具体的な取り組み内容についての方針を取りまとめましたので、その内容について御説明するものであります。

次の報告事項は、平成22年度政策評価の結果 についてであります。平成22年度政策評価につ きまして、その結果を取りまとめ、先日公表い たしましたので、その概要を御報告するもので あります。

次、3番目ですが、新たな県総合計画の策定 状況についてであります。新たな県総合計画に 関しましては、本年4月の常任委員会におきま して、第2回目の総合計画審議会の開催状況等 につきまして、御説明をさせていただきました。 今回は、8月5日、6日に総合計画審議会第1 回目の専門部会を開催し、また、8月下旬には、 市町村長との意見交換会を開催しました。その 概要等を含めまして、現在の状況を御説明する ものであります。

次に、宮崎県産業科学技術振興指針の改定についてであります。平成13年3月に策定をいたしました現行の指針が本年度で終期を迎え、現在、指針の見直しを行っておりますので、その方針等について御報告をするものであります。

次に、平成22年国勢調査の実施についてであります。調査日の10月1日まで残すところ約2週間となりました。来週には調査員による各世帯の訪問、調査票の配布が始まりますが、この国勢調査の概要等について御説明をさせていただくものであります。

次に、鳥獣被害対策につきまして、本年度か

ら、新たに、県民政策部、環境森林部、農政水 産部を中心とした部局連携により取り組んでお ります鳥獣被害対策緊急プロジェクトの実施状 況につきまして、御報告をするものであります。

それから、目次には載っておりませんが、追加で1件の報告事項がございます。お手元にA4一枚で霧島ジオパークの関係をお配りしておると思いますけれども、「霧島ジオパーク」の日本ジオパーク認定についてということで、一昨日、9月14日に霧島ジオパークが日本ジオパークとして認定をされましたことについて、御報告をするものでございます。

以上の報告事項の詳細につきましては、後ほど、担当課長から御説明を申し上げます。

私からの説明は以上であります。

〇永山総合政策課長 総合政策課でございます。 まず、総合政策課の平成22年度9月補正予算に つきまして、説明をさせていただきます。

お手元の平成22年度9月補正歳出予算説明資料の青いインデックス「総合政策課」、3ページでございます。総合政策課の補正額は、30億円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は、40億1,083万2,000円となります。

補正予算の内容につきましては、5ページでございます。(事項)口蹄疫復興対策費、1の圏口蹄疫復興対策基金設置事業30億円であります。内容につきまして、特別議案として宮崎県口蹄疫復興対策基金条例もお願いをしておりますので、一緒に説明をさせていただきます。

まず、1の設置目的ですが、口蹄疫対策特別 措置法第23条の規定を踏まえまして、県内経済 及び県民生活の早期の復興及び再建を図るため、 地域の実情に応じたきめ細かな措置等を一体的 かつ継続的に実施することを目的としておりま す。

2の基金の概要でありますが、積立額として30 億円、事業期間は、今年度から平成26年度としております。

対象事業につきましては、3ページに掲げております。①、畜産業や関連事業者の経営、生活再建のための事業、②、畜産から耕種への転換や6次産業化、農商工連携等を図る事業、③のイメージ回復、④の環境対策、さらに⑤や⑥の市町村や経済団体等が行う地域再生・復興への支援、さらに⑦、県内経済の回復、雇用の維持を図るための事業、⑧、その他の事業と予定しているところでございます。条例案につきましては、4ページから5ページにも記載をしておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思います。

補正予算及び条例案につきましては、以上で ございます。

次に、口蹄疫からの再生・復興方針について 説明をさせていただきます。

別添でお配りしております資料の中から、右 肩に資料1と振っております8月19日付の口蹄 疫からの再生・復興方針でございます。

1枚めくっていただきまして目次をごらんください。Iの「はじめに」の部分では、口蹄疫の発生状況及び経過等を記載しております。それから、IIで口蹄疫の影響の分析を行いました。IIIが再生・復興の基本方針でございますが、まず1番で目標を定めて、それ以下、個別項目になりますが、本県畜産の再生、ブランドとイメージの回復、経済・雇用対策、環境対策、さらに地域振興対策という項目にしております。

7ページをごらんください。再生・復興の基本方針として、今回、目標を3つ定めました。
①が早急な県内経済の回復、県民生活の回復ということで、これは緊急的に対応の必要があるというふうに考えております。②が全国のモデルとなる畜産の再構築(本県畜産の新生)としておりますが、今回の経験を生かして、防疫や環境にも配慮した全国のモデルとなるような畜産を再構築したいということでございます。③が、産業構造・産地構造の転換を掲げました。畜産に大きく依存している産地構造あるいは産業構造について、さまざまな取り組みを通じて転換をしていこうということでございます。

具体的な取り組みについて幾つか御説明申し 上げます。12ページでございます。まず、本県 畜産の再生に向けての項目でございますけれど も、課題の1として、二度と同じ事態を引き起 こさない産地体制の確立、これについての基本 方針、全国のモデルとなる安全・安心な畜産経 営の再構築を掲げました。具体的な取り組みと して、緊急的なもの、例えば③、地域を主体と した消毒体制の強化と衛生・防疫意識の向上、 中期的なものとしては、例えば②、特定疾病の ないモデル地域の構築、さらに適正飼養密度の 経営形態への転換等を考えていく必要があると 思っております。安全・安心の確保の観点から は、②、現在行っております観察牛の導入、さ らに③、市場再開後の肉用牛資源の県内供給体 制の整備として、中間保有システムの構築等を 考えております。さらに、中長期的なものとし ては、①、畜産飼料自給率の向上等を取り組ん でいく必要があると考えております。

13ページでございます。畜産の関連で課題の 2つ目でございますが、畜産農家の円滑な経営 再開、それから、移動・搬出制限による影響等 への対応、さらに関連事業者の従事者の雇用の維持という課題、これにつきまして畜産経営の安定に向けて、例えば、⑥、家畜市場等の円滑な経営再開への支援、⑧、種雄牛造成対策等の強化、中期的なものとして①、人工授精の自粛に伴う空胎期間への対応、さらに長期的なものしては、①、畜種別・経営規模別のゾーニングの検討等を行っていく必要があるということを掲げております。

14ページでございます。畜産の課題3点目として、産地構造・産業構造の転換でございますが、これについては、②、加工・業務用野菜の生産の拡大、③、それを担保します冷凍加工施設の整備支援、さらに6次産業化、農商工連携等を促進していく必要があるというふうに考えております。

15ページでございます。課題の4つ目として、 埋却地の保全管理、さらに「こころと身体のケア」、非常に大事な点でございます。これについ ては、引き続き継続的なあるいは長期的な取り 組みを行う必要があると考えております。

16ページでございます。論点の2つ目で、ブランドと本県イメージの回復について、これについては、右側の取り組みになりますが、特に2、大手の量販店等さまざまな応援の輪がございます。これを活用して、宮崎の頑張っている姿を伝えていきたいと考えております。

さらに、めくっていただいて17ページでございますが、右側に記載しておりますように、マスメディア等を活用してまいりますけれども、一方で、県民の皆様の口コミパワーによってアピールをしていきたいということでございます。

18ページ、3つ目の論点の経済・雇用対策についてでございます。左側のほうに影響等を掲げておりますが、中小企業における資金繰り、

あるいは雇用の問題、それから観光等における 売り上げの減少の問題等がございます。これに ついては、例えば②で金融対策を引き続き打ち まして円滑な資金繰りを図っていくこと、さら に③、今回の議会にもお願いをしておりますが、 中小企業を支援するファンドの創設及び活用と いうことで、250億円のファンドの創設を検討し ております。さらに、雇用につきましては、②、 これも予算でお願いしておりますが、緊急雇用 創出事業臨時特例基金の活用等による臨時的な 雇用の場の確保を図っていくこと、さらに19ペー ジでございますが、観光等につきましては、さ まざまな機関と連動しましてキャンペーンを 張っていくとともに、商業、サービス業につい ては、プレミアム商品券の発行等についての支 援を行う必要があると考えております。さらに 6 でございますが、公共事業等の実施によって カンフル剤を打っていく必要があるということ でございます。

20ページ、環境対策についてでございます。 これについては、特に2の悪臭、3の地下水、 このあたりについては、中長期的な視点でしっ かりとフォローをしていく必要があると考えて おります。

21ページが特に大きな被害を受けました西都・児湯地域、22ページがその他の地域でございますが、それぞれについての地域振興策を掲げているものでございます。

8ページにお戻りください。さまざまな取り 組みを進めていく必要がございますが、その手 順として、8ページの下段でございますけれど も、手順を示しております。①が緊急的に対応 するもの、めくっていただいて9ページの②が 中期的な視点で取り組んでいくもの、さらに③、 長期的な取り組みということで、特に産業構造 の転換、あるいは環境に向けての取り組み、こ のあたりについては、長期的に取り組んでいく 必要があるということを書いております。

最後に、10ページでございますが、推進体制 を掲げております。これにつきましては、今後、 各部局における取り組みに移転をしていきます けれども、復興対策本部は存置をいたしまして、 総合政策課が中心となりましてきちっと進行管 理を図っていきたいというふうに考えておりま す。

復興対策については、以上でございます。

常任委員会資料にお戻りいただいて、11ページでございます。平成22年度政策評価の結果についてであります。政策評価につきましては、新みやざき創造計画の重点施策であります新みやざき創造戦略に基づき、評価委員会においての外部評価を行い、評価を確定いたしました。その結果について概要を説明させていただきます。

1の(1)評価対象でありますが、新みやざ き創造戦略は3つの戦略を構成する16の枝戦 略・56の重点項目・122の取り組み事項で成り 立っておりますが、そのうち、122の取り組み事 項について内部評価を実施しました。その結果 を踏まえて、56の重点項目について外部評価を 行いました。(2)の評価方法ですが、昨年と同 様、進捗と成果を評価しました。進捗評価は、 工程表に基づく21年度の取り組みの進捗状況を 評価いたしました。一方、成果につきましては、 工程表に基づく取り組みにより、19年度から21 年度までの3年間、どのような成果が得られた かを社会情勢等も勘案しながら評価いたしまし た。なお、今回、対象を3年間としましたのは、 昨年の評価委員会で、成果の中には短期間では 把握するのが難しいものがあるというふうな意 見があったところでございます。その進捗・成 果をそれぞれA、B、Cの3段階で評価をいた しました。

2、評価結果でございます。進捗については、

(1) にありますとおり、56項目のうちAが39項目で約70%、Bが17項目で約30%となっており、おおむね順調に進んでいるとの評価でございます。一方、(2) の成果評価についてでありますが、<math>Aが23項目で41%、Bが32項目で57%、成果が判断できないとして3段階評価を行わずに横バーとなったものが1項目ございました。

12、13ページに56項目それぞれの評価結果をお示ししております。概略を申し上げます。まず、戦略の1、「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略につきましては、教育、男女共同参画等につきましては、短期的にはなかなか成果が上がらないということで、Bが多くなっております。一方、子育てにつきましては、合計特殊出生率が全国2位ということもありまして、高い評価をいただきました。

戦略の2、「成熟社会における豊かなくらし」 戦略につきまして、医療・福祉につきましては、 全国的な医師不足、あるいは景気の動向等を踏まえて、厳しい評価となっております。なお、 2-3の中の災害時安心基金につきましては、 先ほど申し上げた、その成果が判断できないと された項目でございます。また、右側になりますけれども、環境保全・新エネルギーについて は一定の評価を得られております。

戦略の3、「『経済・交流』拡大」戦略につきまして、みやざきブランドの向上、移住については高い評価となっております。一方で、観光あるいは企業誘致につきましては、経済情勢の反映もございますけれども、目標の達成が難しいということで厳しい評価となっております。

なお、別添で資料2~5として、戦略評価シー

ト及び外部評価委員会の報告書を配付させていただいておりますので、後ほど、詳細についてはごらんいただけたらと思っております。

今回の政策評価の結果を踏まえまして、それぞれの施策について見直すべき点は見直すなど した上で、これからの事業展開の検討に生かしてまいりたいと考えております。

続きまして、新たな県総合計画の策定状況についてでございます。

委員会資料の14ページでございます。まず、 宮崎県総合計画審議会第1回専門部会について であります。専門部会は、くらしづくり、産業 づくり、人づくりの3つの部会に分かれており まして、8月5、6日にかけて実施をいたしま した。その内容につきまして、別添の資料6、 宮崎県総合計画審議会第1回専門部会資料で説 明をさせていただきます。

まず、1ページから3ページに各専門部会の 構成メンバーを記載しております。審議をいた だきました主な内容について説明をさせていた だきます。11ページをお開きください。今回の 計画策定に当たっての大きなポイントとなる少 子高齢化・人口減少の影響を取りまとめており ます。左上の県計の欄をごらんください。2005 年の数字と現状で推移した場合の20年後の数値 をまず掲げております。20年後、現状のまま推 移すると人口が97万8,000人、就業人口につい て42万2,000人、生産額が2兆6,000億、1人当 たり県民所得が195万円、社会保障については 約2,500億円の負担増になる、少子高齢・人口減 少によってこのような数字になるということで ございます。これに対しまして、対策の欄でご ざいますが、一定の対策を講じた場合というこ とで、右下の条件設定の4番でございますけれ ども、例えば、①の合計特殊出生率を1.85まで 上げる、あるいは若年層の社会減を抑制する、 非就業者の社会活動・経済活動への参加、さら に医療費、介護費等については、1人当たりの 費用が最も少ない県レベルまで努力をする、こ のような条件設定をした場合ということで対策 の欄になりますが、県計で見ますと、人口が99 万6,000人、就業人口が46万4,000人、それに伴 いまして生産額が2兆9,000億、1人当たり県民 所得としては221万円ということで現状より少し 伸びると。さらに、社会保障については、879億 円の負担増にとどまるということでございます。 結論的に言うと、この条件設定に合うような形 の施策の効果をどのようにして生んでいくのか ということが、今回の総合計画において非常に 大きなポイントになるということでございます。

次に、16ページをお開きください。基本目標の案を示しておりますが、「未来を築く新しいゆたかさへの挑戦」ということにしております。これから人口、経済が拡大することを基調としてきましたこれまでの社会から大きく転換することになりますが、これに伴い、価値観や豊かさに対する意識も変わってくると想定をされます。例えば、人や地域のきずなであったり、豊かな自然を生かした再生可能なエネルギーなど、これからの時代に対応した新しい豊かさをつくっていくことが今後重要になるであろうと思いますので、そのような思いを込めてこの基本目標を案として掲げているものでございます。

17ページでございますが、本県の置かれている状況や世界的な課題、将来推計を踏まえますと、長期的には、ここに記載をしております人口、少子高齢化、環境・資源問題、グローバル化の大きな4つの視点からの課題が浮かび上がるという分析をしております。

18ページでございます。この4つの視点から

導き出されます長期的課題を解決し基本目標を 実現するため、重点的、優先的に取り組む8つ の長期戦略の案を掲げております。右側のほう に記載しているものでございます。まず、人口 の視点からは、戦略1で脱少子化、若者活躍社 会づくり、また、少子高齢化への対応としては、 将来世代の育成、戦略3で健康長寿社会、次の ページ、20ページになりますけれども、資源・ 環境問題、あるいはグローバルの視点に対応す るものとして、戦略4の環境・新エネルギーの 先進地づくり、戦略5、食料供給産業の展開、 戦略6、地域に根ざした特長ある産業づくり、 あるいは戦略7で社会に開かれた宮崎というも のを立てております。戦略8でございますが、 これは地域の維持あるいは自立という観点から、 絆と交流が支える持続可能で活力ある地域づく りを掲げております。

23ページでございますが、分野別施策の体系 表を掲載しておりますが、これから先について の詳細な部分については、これから詰めの作業 を行っていくこととしております。

委員会資料にお戻りください。15ページでございます。宮崎県総合計画策定に係る市町村長との意見交換を県内3地区に分けて8月下旬に実施をいたしました。議論いたしました内容としては、先ほどの専門部会と同じものでございます。

16ページから21ページかけまして、それぞれいただきました意見等について記載をいたしております。後ほど、ごらんいただければと思います。このようなさまざまな意見を踏まえまして、これからの詰めの作業を行っていきたいと思っております。

15ページのⅢの今後のスケジュールでございますが、10月には地域別の県民会議を開催しま

して、各地域の住民の方々の御意見をお聞き し、11月から1月にかけて専門部会を開催し、 最終案を検討してまいります。2月には、新た な総合計画(長期ビジョン)の議会提案を行わ せていただきたいと考えております。その後、 来年度に入りますけれども、総合計画の4年間 の実行計画でありますアクションプランにつき ましても、6月の議会に提案をさせていただき たいと考えております。

次に、22ページでございます。宮崎県産業科 学技術振興指針の改定についてであります。

1の改定の趣旨でありますが、平成13年3月に策定をいたしました現行の指針が本年度で終期を迎えますことから、今後の本県の産学官連携による産業施策や技術振興の方向性を明らかにするために改定を行うものでございます。

2の基本的な考え方でございます。 1点目として、この10年間で取り組んでまいりました施策や産学官の共同研究プロジェクトの成果を踏まえまして、事業化をより促進するという観点で検討していきたいと思っています。 2点目が、環境への関心の高まりや少子高齢化・人口減少の加速など、社会経済情勢の変化や時代の要請に対応した形にしたい。 3点目が、農林水産物等の地域資源を生かした産業振興や環境・新エネルギー、医療・健康分野など重点分野を設定していきたいと考えております。

3の指針の性格・役割についてでございますが、本県の科学技術振興の基本的な考え方、取り組むべき施策の方向性を示しますとともに、産学官共有の指針となるように努めてまいりたいと考えております。

計画期間は、23年度から10年間でございます。 5の検討体制について、外部組織として委員 会と幹事会を設置しております。メンバーは23 ページにお示ししているとおりでございます。

6のスケジュールでございますが、9月1日に第1回の委員会と幹事会を合同で開催いたしました。今後、さまざまな議論をしながら、来年の2月には新しい指針を議会に提案させていただきたいと考えております。

総合政策課は以上でございます。

○大野統計調査課長 それでは、常任委員会資料の24ページをお開きください。平成22年国勢調査の実施についてでございます。

まず、1の国勢調査の概要でございますが、 国勢調査は5年ごとに行われ、国内、県内に居 住するすべての方を対象として行われます。そ の結果は、国・都道府県の議員定数の決定、あ るいは地方交付税交付金の算定を初め、あらゆ る行政施策・計画はもとより、民間活動や企業 活動などに広く利用されておりまして、最も重 要で中心的な基幹統計でありますことから、円 滑でより精度の高い調査実施に努めてまいりた いと思います。

実際の調査でございますが、2の調査実施の日程に示しておりますように、調査の基準日は10月1日となっており、その前後1週間で調査票の配布と回収を行います。ちなみに、来週23日から委員会の委員の皆様のお宅を初め、県内すべての世帯を調査員が訪問し、調査票を配布いたしまして、10月1日から回収することになっております。

次に、3の本県における実施体制でございます。(1)に示しておりますが、県段階では、既に2月に県民政策部長を本部長とする実施本部を設置しております。また、ほとんどの市町村におきましても実施本部を設けるなど、全庁的に対応できる体制づくりができております。また、(2)、(3)にお示ししておりますように、

既に900人近くの指導員とともに、6,300人を超える調査員を選任し、説明会などの事前の必要な対応も終えるなど、全体として実施に向けた準備がほぼ順調に進んでいるところでございます。

次に、次のページに移りますけれども、4の 今回の調査の主な変更点であります。今回の調 査では、個人情報保護意識の高まりを受けまし て、調査票の提出の方法が大きく2つ変更され ております。1つ目は、記入済みの調査票につ いて、調査員に見られないよう封をして提出し ていただくことになりました。2つ目は、これ までのように調査員にじかに渡していただくことになりました。 けではなく、郵送する方法も選べるようになっ たことです。こういった変更によりまして、より個人情報保護に配慮されることになりました が、その一方では、記入漏れなどが現場で確認 されにくいなど、調査する側としての新たな課 題もございます。

次に、5の国及び県の広報計画の概要の主なものを示しておりますが、先ほど説明いたしました調査方法の変更など、調査の具体的な内容の周知とともに、調査協力の呼びかけを広く行うため、国はもとよりでございますが、市町村とも連携して、きめ細かな広報を展開しているととしております。既にテレビのCM、ポスター掲示など、9月に入りまして広報を始めているものもございますが、これからも、10月にかけまして、集中的に各種のメディアを通し、また、いろいろな機会をとらえて県民の御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

ごらんの資料にはございませんけれども、県 民からの御照会、あるいはクレームなどにお答 えするため、9月11日から国のコールセンター の開設にあわせ、県においても夜間・休日・祝 日にも対応できる窓口を設けて対応していると ころでございます。

なお、この国勢調査の結果は、6の公表予定に示しておりますように、まず、(1)の速報といたしまして、①の人口と世帯数の速報を来年2月に、そして②の男女別・年齢別などの抽出速報を6月に公表する予定です。その後、(2)の確報といたしまして、①から③にありますように、人口編、産業編、職業編のそれぞれ3つの具体的な集計結果を来年10月以降に順次公表する予定となっております。

説明は以上でございます。

〇山内中山間・地域政策課長 中山間・地域政 策課の補正予算について御説明をいたします。

お手元の平成22年度9月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、中山間・地域政策課の7ページをお願いいたします。中山間・地域政策課の補正額は、1,200万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は、4億4,921万5,000円となります。

補正予算の内容につきましては、9ページを お願いいたします。(事項)口蹄疫被害復興支援 事業費、1の圏口蹄疫被害集中地域復興戦略策 定支援事業1,200万円であります。詳細につきま しては、別冊の常任委員会資料で説明をさせて いただきます。

委員会資料 7ページをお願いいたします。まず、1の事業目的ですが、口蹄疫は、本県経済・産業のあらゆる分野に甚大な影響を与え、特に被害が集中した西都・児湯地域においては、家畜がほとんどいなくなるなど地域の産業の柱を失っており、経済活動の停滞などさまざまな問題が生じております。そこで、本事業は、県の口蹄疫からの再生・復興方針に対応して、再生・

復興の主役である住民一人一人に最も身近な自 治体として、西都・児湯地域の6市町が実施し ます復興に向けた戦略の企画・検討を後押しす ることによりまして、市町さらには住民レベル での迅速な取り組みを促すものであります。

次に、2の事業概要でありますが、すぐ下の 企画・検討テーマの例にもございますけれども、 例えば、家畜防疫に配慮した畜産経営の構築で すとか、畜産から耕種への転換、6次産業化な どに向けて、農家への意向調査、専門家を招い ての講演会など、各市町独自の復興戦略等を検 討するための取り組みに要する費用の一部を補 助するものであります。事業期間は平成22年度、 補助率は3分の2、1市町当たり上限額200万円 で考えております。

3の事業費といたしましては、1,200万円をお 願いしております。

補正予算についての説明は以上であります。 次に、報告事項であります。

同じく委員会資料の26ページをお願いいたします。鳥獣被害対策緊急プロジェクトの実施状況についてであります。

本プロジェクトにつきましては、1の(1) 事業目的にありますように、本県における鳥獣被害対策をより効果的に進めるため、新たな視点に立った体制の整備を行いますとともに、市町村等と連携をした総合的な鳥獣被害対策を進めるものであります。そのために、(2)の①にありますが、被害対策の基本方針の決定や成果検証を総括します鳥獣被害対策特命チームを設置するとともに、その下部組織として、②にありますように、専門的な施策の検討や各種事業を実施します農作物被害対策などの3つの部会を設置することとしております。また、③にありますが、地域住民や市町村と連携をした効果 的な被害対策を進めるため、市町、各農林振興 局単位に各地域被害対策特命チームを設置する とともに、さらにプロジェクト推進の技術のか なめとして、鳥獣被害対策研究の第一人者であ ります井上雅央氏を④の鳥獣被害対策スペシャ リストとして本県に招聘し、対策全般にわたる 技術的助言や人材育成を実施していくものであ ります。その体系を26ページ下のほうに掲げて おります。

次に、27ページ、主な活動経過であります。 本プロジェクトの推進には、地域が一体となっ た面的な被害対策が不可欠でありますので、地 域住民を初め多くの関係者の正しい理解、共通 の認識が必要であると考えておりますので、本 年の7月28日に開催しました第2回特命チーム 会議において、その対策の基本的な考え方など を取りまとめ、このたび、プロジェクトの推進 計画として策定したところであります。

その推進計画の概要につきましては、3のところにまとめておりますけれども、(1)基本方針の下の2行目にありますけれども、鳥獣を寄せつけない地域力の向上を目指しまして、(2)の重点推進事項として、①、地域が一体となって取り組む被害防止対策、②としまして、被害状況に応じた適切な捕獲対策、③で中長期的視点に立った生息環境対策の3つの柱から成る総合的な被害対策を推進するため、取り組むべき課題を具体的に実施する順序を踏まえて整理したところであります。

4の今後のスケジュールでございますけれど も、地域特命チームを各農林振興局単位に設置 しますとともに、専門的な知識、技術を有する マイスターの育成、モデル集落における継続的 な現地指導、地域リーダーの育成など、実効あ る取り組みを進めてまいりたいと考えておりま す。推進計画は資料7としてお配りしておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思います。

次に、本日、追加でお配りしましたA4一枚の資料、「霧島ジオパーク」の日本ジオパーク認定についてをごらんいただきたいと思います。 一昨日、9月14日に霧島ジオパークが日本ジオパークに認定されたところであります。

ジオパークとは、1にありますが、地質学的に 重要で貴重な、あるいは美しい地球活動の遺産 が多数存在する自然公園のことで、ユネスコの 支援する世界ジオパークネットワークによって 世界各国で推進されているものであります。

2の(1)の目的にありますように、これまで、霧島山を取り巻く宮崎・鹿児島両県の関係自治体や関係機関等の長で構成される霧島ジオパーク推進連絡協議会が主体となって、世界ジオパークネットワーク加盟の前提となります日本ジオパークの認定を目指して取り組んでこられたところであります。今回の認定を契機としまして、霧島地域の活性化や観光振興がより一層図られることを期待しております。

説明は以上であります。

〇安井文化文教・国際課長 それでは、文化文 教・国際課の補正予算について御説明いたしま す。

歳出予算説明資料の11ページをお開きください。青いインデックスで文化文教・国際課となっているところでございます。当課の補正額は、1億964万3,000円の増額でございます。補正後の額は、64億7,660万3,000円となります。

内容につきましては、次の13ページをお開き ください。今回お願いしております補正予算は、 (事項) 私学振興費の1億964万3,000円でござ います。内訳ですが、その下にありますように、 まず、細事項1の私立学校振興費補助金の693 万3,000円の増額であります。これは、平成22年 度の生徒1人当たりの国の標準単価と本県の私 立小・中・高等学校の生徒数が確定したことに よるものでございます。次に、細事項2の私立 高等学校授業料減免補助金の1,840万6,000円の 増額につきましては、各私立高校の対象生徒数 が確定したことによるものでございます。それ から、最後の細事項3の私立高等学校等就学支 援金の8,430万4,000円の増額につきましては、 別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の9ページをお開きください。 まず、1の事業目的ですが、この就学支援金は、 私立高校と専修学校高等課程の生徒に対しまし て、公立高校授業料に相当する額を助成して、 私立の生徒さんの教育費負担の軽減を図るとい うことを目的としておりまして、今年度から始 まった国の制度であります。公立高校のほうの 授業料無償化とセットで創設されております。

具体的には、2の事業概要をごらんいただきたいと思います。1つ目の丸印のところにありますように、国から支給されます就学支援金の額は、年額が11万8,800円で、この額が基本額となっております。さらに2つ目の丸印にありますように、低所得世帯の生徒さんにつきましては、加算がございまして、保護者の年収によりまして基本額の1.5倍の17万8,200円か、もしくは2倍の23万7,600円の助成をすることになっております。

今回の補正の理由ですけれども、3にありますように、2つございます。まず、①ですけれども、これは、今年度の対象生徒数が確定したということによる補正であります。対象生徒数は1万13名となります。それから、もう一つの理由ですけれども、②にありますように、国の

制度におきましては、就学支援金の支給の対象 とならない在学期間が36月を超える者、つまり 留年した生徒のことでございますが、この留年 した生徒に対しましても、県において新たに支 援金を支給することを考えております。これに 伴います補正であります。その留年生を対象に する理由につきましては、その下に2点掲げて おりますけれども、まず1点目ですが、留年の 原因といいますのは、病気ですとか、経済的な 理由、学業不振などさまざまでございますので、 支援金を支給しないということで学業意欲をそ いだり、その結果、退学につながるというよう なことがないように、そういったことが懸念さ れるということで対応したいということでござ います。また、2点目ですけれども、今言いま したような理由から、県教育委員会におきまし ても、県立高校等の留年者については、授業料 を徴収しないということとしておりますので、 私立高校等についても同様の取り扱いとさせて いただきたいと考えております。この分の今年 度に支給対象となります私立高校の留年者の数 は、12名の見込みでございます。

最後ですけれども、4の事業費につきましては、8,430万4,000円の増額補正をお願いしておりますが、財源内訳のうち、一般財源117万3,000円が今申し上げました留年者に係る分でございます。あとは国庫でございます。以上でございます。

○押川委員長 以上をもちまして執行部の説明が終了いたしました。まず、議案関係について質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○鳥飼委員 私のほうから、口蹄疫対策基金設置条例に関連しまして2~3点お尋ねしたいと思います。

永山課長にもいろいろと方針の説明をしてい ただいたときに申し上げましたけれども、一つ わからない点がございます。1つは、口蹄疫対 策特別措置法というのがございます。本会議で もいろいろと議論になって、横田委員からも国 に対する300億の積算根拠を明示すべきではない かというような御意見がありましたし、私もそ ういうことを申し上げましたが、22条と23条と いうのがございます。23条が地域再生のための 支援ということで、基金を設置するということ になっております。これを受けての基金設置条 例だろうと思っておりますが、22条は、牛、豚 等の家畜の生産者等の経営の再建等のための措 置ということで、牛、豚等の家畜の生産者、製 造、食肉販売とか、そういうような関連事業者 の生活の安定を図る、経営の安定を図るという ことで、設備の整備、必要な資金の無利子貸付 とか事業の再建、そういうような必要な助成を するというふうに書いてあるんですよ。私は一 連の口蹄疫復興については、大半は国の責任で この22条でやるべきではないかというふうに 思っている。国の責任でなぜやらないのかと。 国会の常任委員会でもその定義についての議論 があったという話は聞いているんですけれども、 中身については私は知らないんですが、地域再 生のための支援という、いわゆる23条の基金、 これが、地域経済に重大な影響を及ぼしている ということで、地域経済の再建、その活性化を 図るために、地域の実情に応じたきめ細かな措 置を積極的に実施することができるような基金 を設置するということになっておるんですが、 この考え方について課長が理解している範囲で、 私の頭が悪いのかわかりませんけれども、御説 明していただくといいんですが。

○永山総合政策課長 特措法については、細か

な解釈が示されているわけではありませんので、 私なりの解釈ということになりますが、22条は 国の責務を定めたものでございまして、今回影 響を受けているのは主に畜産ですから、その再 生に向けてはさまざまな対策、措置を講じると いうことになっています。具体的に言うと、例 えば、実際に家畜が処分されていない地域も含 めて、家畜市場の再開に向けて、価格の安定等 について国は対策を講じておられます。あるい は既存のさまざまな施設整備等の対策を活用す る場合もあるだろうと思います。そういう意味 では、トータルで畜産の再生に向けて国として の対策を講じるということでございまして、県 の負担が全くなくていいかどうかということで はないんではないかなというふうに思います。 特に、市場の再開に当たってのさまざまな支援 策等については、この条文に基づいた措置とい うことで解釈できるのではないかなというふう に私は思っております。

23条の趣旨を踏まえた今回の県の基金、30億円の基金をお願いしております。それは、畜産再生に向けての活動も行っていきます。これは、畜産の再生に向けて国がいろんな支援を打っていただくことはもちろん必要なんですけれども、県としてやるべきこともあるだろうと。それについては、この23条を踏まえた基金等を活用した事業として、それも含めてやっていきたいということで考えております。

○鳥飼委員 設置基金事業の説明をさっきして もらって、3ページで①から⑧まで挙げている んですけれども、例えば①について、畜産事業 者及び畜産業に関連する事業者の経営及び生活 の復興及び再建のために行う事業というのは、 いわゆる22条を規定しているんではないかと。

国は、国の責任のもとにやるというふうに約束

したわけですから、菅総理も来られたし、鳩山 総理も来られて、そこで23条という、国の責任 が何かあいまいになっているような気がするん ですね。もっと国が責任持って、言ってもらっ たようなことをやっていただかないといけない というふうに私は思っておりまして、またこれ は後でお尋ねしますけれども、そういうことが どうしてもぬぐえないんですよ。

○永山総合政策課長 繰り返しになって恐縮なんですけれども、22条に基づいて、私も畜産のさまざまな意義を全部理解しているわけではありませんけれども、国は、農水省を中心としてさまざまな対策は打っていただいていると思っています。ただ、その中で全額を国が見るということを22条は規定しているわけではないというふうに思います。そういう事業に乗っかるもの、あるいは県単独で行うものについて、新しくつくった基金、あるいはそれぞれの予算措置の中で県として必要な事業を行っていくことで私としては理解をしております。

○鳥飼委員 これで議論を打ち切りたいと思いますが、ただ、口蹄疫の蔓延によってこういうふうなことが出てきたわけですから、それは22条でのものなんですね。この22条の責任を国は放置をしているんじゃないかなと私は指摘をしておきたい。県民政策部に言ってもしようがないんですけれども、県の努力はもちろん多とするんですけれども、やはり国はもうちょっと責任を持ってもらいたいなというようなことを指摘をしておきたいと思います。

それと、委員長、300億円の内訳とか、そうい うのは議案……。どんなになっていますか。

〇押川委員長 またその他の部分で受けたいと 思います。

○鳥飼委員 その他でやりますか。ちょっと関

連するものだからですね。

○押川委員長 関連すれば。お願いいたします。 ○鳥飼委員 300億円の基金の積算根拠、これは 横田委員からいただいた答弁の写しと私の答弁 の写しをもらったんですけれども、当初、300億 円と言ってきて、この中では320億円の積算根拠 と言ってみるとか、それは確かに、6次産業化 のための65億円とか、イメージアップやブラン ド回復のための9億円とか、環境のための26億 円、あと丸めて220億円の公共事業とか何たら書 いてあるんですが、これは本会議でも申し上げ ましたけれども、もうちょっと丁寧に県民に示 すべきではないかというふうに思うんですけれ ども、なぜ、こういう形でしか説明ができない のか、お伺いをしたいと思います。

○永山総合政策課長 あえて説明をしていない というわけではありません。この300億円の基金 というのは、国に対する緊急要望の項目の一つ として掲げました。300億円をお願いしましたけ れども、その中で緊急要望に掲げていますさま ざまな事業を例示として、それに類する事業と してやっていきたいと。その中で緊急的に3年 間でやっていきたいものは、おおむねこういう ことで300億円程度になりますということで示し たものです。それについて積算をすればどうな りますかということが国から問いがあったもの ですから、個別には積算はもちろんしておりま すけれども、今申し上げたような形で示してい るということでございまして、我々の意識とし て、積算されたもの一つ一つ精査をしていただ くべき性格のものなのか、このような事業、あ るいはこれに類する事業について基金というこ とでその必要性を判断いただけるものなのか。 どちらかというと、私は後者のほうではないか なというふうに思っております。ただ、実際に

は、一つ一つの事業についての精査ということでかなり議論になってまいりまして、細かいところについても国に対してはお出ししています。もし、必要があればそれぞれの項目について御説明することは可能なんですけれども、あくまでも、我々の意識として、一つの積算の考え方としてお示ししているというふうな認識をしているということでございます。

○鳥飼委員 私が内閣府の役人というか、策定 するほうとしたら、丸めはだめよと言いますよ。 そうすると、例えば環境対策でも、お墓という か、私、行きましたけれども、瓦れきがあると ころとないところとかありますし、広いところ もありますし、それぞれありますね。それに対 する環境対策、においの問題とか、また農地と しての還元といいますか、復活をさせるために 1カ所当たりここの分については幾らかかるん だと。350万とか、おおむね300万程度とか、100 万程度とか出てくるでしょうけれども、それが 何カ所ありますので、ここについては幾らです よとか、もっと大型のところであれば500万ぐら いかかりますから、これが10カ所ありますの で5,000万ですよとかいうことは当然示している とは思うんですね。示さないとお話にならんで すものね。それをやはり議会なり県民に明らか にしていくべきではないかというふうに思うん です。そうしないと、果たしてどんげなっとや ろかという疑問を畜産農家の皆さん方も思われ るでしょうし、私どもとしても思いますし、だ から、例えば基金300億円の根拠はということで、 知事の説明が二通りあるとか、3分の2が公共 事業だとか、「こんげないいかげんなことをし ちょっとかよ」と言いたくなるけれども、しか し、そういうことはしていないだろうと思うん です。県庁職員は緻密に仕事をしていくという ことは私も十分知っていますので、それはそれでしっかり示していくということは非常に大事なことではないかなと思うんですけれども、それについてはどうでしょうか。

○永山総合政策課長 繰り返しになって申しわ けないんですが、要望をした段階で、申しわけ ないんですが細かい積算までやっているいとま はありませんでしたので、概数で出しました。 その上でどのような事業が具体的に考えられる のかというのは、国に対しては詳細は示してい ます。ただ、新聞報道等もございますけれど も、300億の基金については、今の情勢としては 非常に厳しいと。基本的に災害復興について、 これまで取り崩し型の基金を組んだことはない ということがまず大前提として今、政府の判断 としてあるようでございますので、そういう意 味では、細かい積算について再度、今、国と詰 めているという段階もちょっと過ぎたところで ございまして、今までの例の中で、あるいは例 を超えるところで何ができるのかというところ について今、議論をしている段階ということで ございます。ただ、細かいものをということで あればお示しをすることは可能だというふうに は思っております。

○鳥飼委員 調査に大臣とか総理大臣まで来られたわけですね。そのときにしっかり国で手当てをしますと言われたわけですから、畜産農家も含めて県民もそういうふうに思っているんです。ところが、今になって、激甚災害でも見たことはないんだとか言われても、それは話が違うじゃないかと言いたくなるのは当然ですわ。そうすると、じゃ、我々としてどうすればいいのかと。議会なり県民なり、それはおかしいじゃないかと。議員の中から東京に行って座り込みをやろうというような意見も出てきたりするん

ですよ。しかし、そういう中身が見えないと、 議論が前に転ばないというのがありますので、 そこはやはり県民政策部といいますか、県行政 だけで悩むというか、頑張るんじゃなくて、県 民総ぐるみ、それが知事の好きな県民総力戦で はないかなと思うんですけれども、そこもひと つ検討をしていただくということで、今のまま で推移したら、77億円でしたか、金の出所がな いという分はそのままになっていきますものね。 とてもじゃないが、何を言っているんだという ことを示さないと私はいけないというふうに 思っております。

○押川委員長 永山課長、時間もあるわけでありますけれども、今、鳥飼委員から出ていますとおり、この積算の根拠あたりも、とりあえず委員会に何か書き物があれば、それを出してもらって議論していかないと、やり出すと時間もありませんから、そういう形で鳥飼委員、いけませんでしょうか。

○鳥飼委員 じゃ、後で関連のところでまたお 聞きいたします。

○横田委員 口蹄疫被害集中地域復興戦略策定 支援事業についてお尋ねしますけれども、これ は再生・復興方針のほうで触れたほうがいいの かもしれませんけれども、事業概要に畜産から 耕種への転換とか書いてありますね。きょうの 新聞にもありましたけれども、佐土原町では導 入が始まっておりますし、西都・児湯でも11月 1日ということだったけれども、前倒しをして 入れようという情報も得ているんですけれども、 結構、農家の導入意欲というのは強いと思うん ですね。どんどん農家が牛を入れていって、果 たして耕種への転換とかいうのが、議論が間に 合うのかなという気持ちがするんですけれども、 方針としては耕種への転換というのも非常にい いんじゃないかなとは思うんですけれども、 じゃ、具体的にそれが実行できるかどうか、そ れに非常に不安を感じるんですけれども、いか がでしょうか。

〇永山総合政策課長 特に畜産農家の方々、従 来どおり畜産をやりたいという希望の方がたく さんいらっしゃるということは大前提にしてい ます。ただ、別のところで述べています飼養密 度の問題、防疫という観点で見た場合、どの程 度が正しいのかということの議論がまず必要だ と思っています。導入は続けていただいて結構 だと思うんですが、それをどこまで持っていく のかという議論が恐らく必要なんだと思ってい ます。そのときに、じゃ、頭数を減らした場合 に、そこで所得をどう確保していくのかという ことが必要になってまいります。そのときの方 法として、別の作物に行くという耕種転換が一 つございますし、6次産業化によって少ない頭 数でも、例えば加工までやってしまおうという ふうなグループ、そういう御意見もあるという ことでございます。スピード感がどうかという ことについて言うと、さまざま今、農政水産部 のほうでディスカッションをやってもらってい ますが、すぐにあした耕種に転換しましょうと いってできる話ではございませんので、少し息 の長い取り組みになるのではないかなというふ うに思っています。あくまでも、今、経済連で 企画をしています加工施設がどうなるのかとい うことも見きわめた上での取り組みということ ではないかなというふうに思っております。

○横田委員 これまでの畜産の歴史を考えたときに、規模拡大することで経営を安定させていこうということでずっと指導がされて、農家もその方針に沿って規模拡大してきたと思うんです。確かに、頭数を今までよりか減らして、そ

の分の利益を別の耕種部門から得ようとするということだと思うんですけれども、今、ほかの作物が非常に価格が安定しないということで、農家が果たして、例えば、牛からほかの耕種部門のほうに気持ちの上で転換できるかなという不安もあるんです。そこらあたりはさっきの加工施設の案と絡むんだろうと思うんですけれども、もう一回そこらあたりの考えをお聞かせください。

○永山総合政策課長 おっしゃるとおり、野菜市場がどうなのかというのは、すごく大きなポイントです。今後のことを考えれば、復興方針で述べておりますけれども、市場用というよりも、やはり加工・業務用野菜というところがターゲットになる。一定程度の規模と価格の安定ということを考えれば、それが目指すべき方向ではないかなと。そのためには、繰り返して申しわけありませんが、加工施設がどうなのかということをある程度見きわめながら、じゃ、それのための産地をどうつくっていくのかということになるのではないかなというふうに思っています。

○横田委員 飼養頭数の規模の適正化というか、 それは絶対していかないといけないと思うんで すけれども、大規模の農場というのは、どっち かというと、企業畜産のほうがはるかに多いと 思うんですね。企業畜産が農家と同じようにこ の方針に従ってくれるかどうかという不安もあ るんですけれども、そこらあたりはいかがでしょ うか。

○永山総合政策課長 大変難しい課題だという ふうに思っています。ただ、今回の口蹄疫のこ とを踏まえれば、県の防疫の観点から、あるい は畜産という観点から、大規模農家に対してど のような指導を行っていくのか、どこまで介入 できるのかということは大変大事な課題だというふうに思っています。ひるんでいてはいけないんではないかなということで考えています。 復興方針の中でもそういう体制をつくっていこうということでございますので、主にこれは農政水産部ということになりますけれども、私もその復興対策を進行管理する上では、その点はしっかり見ていきたいと思っています。

○松村委員 今の緊急的な対策という形で、国のほうがなかなか基金という形もできないだろうし、県の役割ということも復興に関してはあるということで、今度、30億の基金ということで創設されて、まず大事なのは、初期の防疫、きれいな環境にしてからという対策に、埋却地も含めて、観察牛も含めて、やられているんだと思うんですけれども、この費用は一般財源と義援金ということですけれども、一般財源に関しては、これはまた後に国のほうから措置されるということで、国のほうはちゃんととらえているんですか。

○永山総合政策課長 そのお願いは続けていきます。ただ、措置としては交付税しかございませんので、議場でもさまざま議論がありましたとおり、交付税には一定の限界がございますから、すべてについてというのはなかなか難しいだろうというふうに思っております。

○松村委員 特に緊急を要するというところに 力点が置かれていると思うんですね。その中で、 将来的な、今、横田委員からもありましたよう に、宮崎県の畜産のあり方とか、家畜の飼い方 とか、頭数の数、そういうことも含めてあるん でしょうけれども、11月1日には児湯郡あたり も導入したいという話の中で、10月10日という 話も出てきたんですけれども、これはきのうの 段階で、やっぱり安全性を確認して、市場の安 心という形をもう一度確認するということで、 再度また11月1日で話が進んでいますけれども、 この中で、農家の方は再建をしたいという形は すごく多いんですけれども、畜舎というか、経 営を原状に戻したいという方が多いんですね。 原状に戻したいけれども、さらに積極的な方々 は、より安全で安心で、国とか県がどういう農 業形態を望んでいるのか、方針がどうなのかと いうことを早く知りたくて、それに基づいて施 設整備をしたいんですよ。今からわずか2~3 カ月ですけれども、その間に早急に浄化槽も含 めたり、給餌機のパイプラインをしたり、スペー スを確保したりとか。ただ、その資金もでしょ うけれども、補助もないでしょうが、何も手が 打てない割には話はしているんです。どうやっ てきれいな牛、豚を入れて再建するかと。

ところが、緊急的という中で、実際その件に 関してはほとんどないんですね。観察牛でウイ ルスのない地域を確認しようということは本当 にありがたいことなんですけれども、その中で 原状の経営にしか戻せないんじゃないのかと。 その原状に戻すのも大変なんですけれども。そ れ以上のこれから求められる養豚経営の基盤整 備というものに取りかかりたいんだと。豚をた くさん入れ始めてから畜舎のやりかえなんてい うのはとんでもないことだと。今のうちに、こ れを機会にきれいな養豚経営にしたいという、 先々週もそういうお話が児湯郡のほうからあっ たと思いますけれども、この全体の流れの中で は、とてもじゃないけれども、緊急を要すると いうところあたりには反映されないんじゃない かという気がするんですね。言葉ではすごくで きていますけれども、現実問題としては、基金 の中では埋却地の関係とかいろいろ書いてござ いますけれども、埋却地は国の基金や国の関係

でしっかりやってもらえばいいことで、まず目 の前にあるところをもうちょっとというところ が、どのあたりに反映できるのかという思いな んです。

○永山総合政策課長 今回の30億の基金の取り 崩し分、約8億を崩していろんな事業を打って いますが、その中で今、委員が言われたことに 十分対応できていないのは私も承知はしていま す。実際に目標としている特定疾病のない畜産 であるとか、適正飼養規模であるとか、そうい うことをやっていこうと思えば、それなりの施 設整備が必要だということは重々認識はしてい ます。先ほど御質問がありますけれども、300億 の基金の中、もしできればということでの提案 の中には、そのような施設整備についても支援 をお願いしたいというふうな内容は掲げている ものでございます。それが、先ほど申し上げま したが、基金がどうなるかということはなかな か難しいんですけれども、ただ、我々は復興方 針にはそういうのは掲げていますので、どうに かして財源を確保して、意欲ある農家がそのよ うな施設整備ができるようなものをどうやって つくっていくのかというのは、その財源確保に は努めなければならないというふうに思ってい ます。農政水産部参事という立場がなくなった ものですから、言いにくいところもあるんです けれども、ぜひ、そこについては取り組みたい、 取り組んでいかなければならない課題ではない かなと思います。

○松村委員 導入前に整備しておかないといけない畜産環境というのは、意外と緊急なことなんで、それをすぐにするかしないかという前提として、こういうモデルとしての畜舎環境、地域環境をつくりましょうという指針、至急にそこにお金を入れてその指針をつくって、そうい

うことを児湯郡の畜産農家あたりに投げかけてあげる。そうすると、最初にまず豚3分の1を入れても、時間的余裕があるから、その間に施設整備ができるんだとか、時間を稼げるとか、そういう農家の方々の計画性が出てくると思うんです。今はとにかく入れるだけという方向しかないと。入れるために万全を期したいんだというときに、緊急を要するところに施策を持っていってほしいなというのを、提案ですけれども、お願いしたいと思います。

○井上委員 今、お2人の委員が言われたこと が今回の口蹄疫復興からの非常にポイントだと 思うんですね。だからこそ基金があって、何が あって、これがあってということだと思うんで す。知事は、議場でしっかりと全国にモデルと なるようなものをつくり上げたいということを おっしゃっているわけで、それは何なのかとい うことを具体的に、そこが急がれると私は思う んです。生産農家の皆さんは、これからどうやっ て自分たちのところを再生していこうか、自分 の生活も含めてですけれども、復興させていこ うかと考えるときに、そこのイメージがすごく 大事だと思うんですね。そこがしっかりとでき 上がらないと、それ行けと一斉にやり始めてみ て、先になって調整は全くつかないというよう な状況をつくり上げていくのかということは、 今ここが一番大事なんじゃないかなと思うんで す。6次産業化というのは非常にいい方向だと 思っていますし、私はやっぱりそれをやってい くべきことだと思いますが、それと同時に、本 庁でというか、対策本部として何ができるのか といったときに、先ほど出ましたマーケティン グの問題とか、そういうことも含めて、バック アップとしてここができるというある程度のイ メージみたいなものがないと、今までいなかっ た牛舎に牛を入れたいというお気持ちはわかり ますが、先に全然進まないんじゃないんですか ね。大枠、いただいたものは読ませていただき ました。そしてきのう、口蹄疫対策検証委員会 の中間報告も見させていただきましたが、何が 必要かというと、そこを農家の皆さんときちん と議論しておかないと先には全く進まないので はないかというふうな気持ちがするんですよ。 知事は二言目には「国が、国が」とおっしゃっ ていますけれども、そこだけではないものを、 県でできるものはまずきちんとやっておくとい うことは非常に必要なんじゃないですかね。こ こが非常におくれているという気持ちがするわ けですよ。JAの皆さんもやはりそこを一生懸 命考えながら、今やっておられると思いますが、 その議論展開は余りにも明らかでない。そこを 聞かせていただきたい。

〇永山総合政策課長 復興方針で掲げました、 例えば、特定疾病のないとか、適正飼養密度と いうのは、県が勝手に考えたものではもちろん ありません。チームが30名程度いましたけれど も、この畜産再生班は県内地域をずっと回って、 さまざまな意見交換を行って、団体だけではな くて農家のグループとも意見交換を行う中で、 こういうことだったらやれるんじゃないかとい うふうな、ある程度の実感、温度を感じたとい うことでこの復興方針にも落とし込んだという ものでございます。ただ、おっしゃるとおり、 それをどう具現化するのかというところの取り 組みがまだ十分でない、もうちょっと急がれて しかるべきだというのも、私もいろんな思いは あります。ただ、どうしても例えば堆肥の処理 であるとか、いろんなことに忙殺されて、次の 手順が少しおくれぎみであるのかなというふう に思っています。そこが間に合うようにという

ことで11月1日以降の導入ということでの意見 調整も行ってきたところですから、もう少しス ピードアップをする必要はあるというふうに認 識しています。

〇井上委員 もしかして議論に力を入れて時間 をかけるとしたらここだと思うんですよ。でな いと、宮崎県の畜産業というのは復興しない。 また同じようなことを繰り返すということにな りはしないのか。今回いただいた中間報告も含 めての指摘で、全部が全部当たっていないのか といったら、当たっているところもあるわけで、 そこをのみ込んだ上でどう再生していくのかと いうこと、もう一度、全国に誇り得るモデル的 な畜産業というふうにしていくのかという、こ れは重要だと思うんですね。ここにもう少し議 論が集中してしかるべきではないのかなという のを思います。だからこそ、議場でもちょっと ありましたが、家畜改良事業団のあの種雄牛の あり方があれでいいのか、民間種雄牛はどうす るのか、ここに波及して出てくるというふうに 思うんですよ。今、再生しようとしている農家 の皆さんのお気持ちは本当に痛いほどわかるけ れども、だからといって、ただ牛とか豚とかを どうぞというふうに言えばいいということでは ないと私は思うんですね。ここを関係部署全体 で、もう少し対策本部の中でも議論してしかる べきではないかなと思うんですけれども。

○永山総合政策課長 全く同じ意識を私も持っておりますので、一農政水産部ではなくて復興対策本部で議論すべきことだというふうに思っております。できるだけ早い機会にそのあたりを詰めていきたいと思っています。

〇武井委員 条例について伺いたいと思います。 細かい書き物はまた、先ほど委員長の資料とい う話もありましたので、出てくると思いますの で、いろいろ考え方等について伺っていきたいんですが、鳥飼委員からもいろいろあったお話を踏まえてなんですけれども、私のイメージとしては、基本的に国が例の23条の中でいろんなことをやる、例えば、先ほどの無償化のときに留年の生徒さんの分だけは県が見ましょうみたいな、そういった国の網の中でカバーし切れなかったものというのを県で手当てしていくのかなというイメージを持っていたんですが、そういう考え方ではないんですか。そのあたりを伺いたいなと思ったんですけれども。

〇永山総合政策課長 今回の基金は、説明の中 に特措法23条の規定を踏まえてというふうに書 いておりますけれども、23条の規定そのものと いうことではございません。23条の規定に従え ば、先ほど御指摘にあったように、畜産につい ては22条が主に規定をされているわけで、今回 の県の基金というのは、畜産の再生についても やっていこうというふうな目的で、23条のその 他の経済振興ということも含めてこの基金の中 でやっていこうという趣旨でございます。国の メーンがあって、そこに引っかからないものを 県でやっていこうということでいければ一番い いのかもしれませんけれども、国の全体的な対 策というのはまだまだよくわからないところも ありますので、今、緊急的に県としてやるべき であるということに対応するということと、3 年間程度はきちっとこの基金を組んでやってい きますということを県民の方にお知らせをする という意味合いで、今回、この基金及びその積 み立てを行ったということでございます。

○武井委員 ただでさえ国の言うことは二転三 転する中で、県の立場からすると非常に不安を 覚えるような中で、例えば、県がこういう条例 でいろんな規定をしていって、これは県の条例 で対応しますみたいなことをいろいろと決めていくと、何といいますか、ここぞとばかりに、逆に国からどん国の基金の幅というのを結果として決められてしまうことになるのではないかという危惧があります。仮に見が先払いじゃないんですけれども、県の条例で差し当たって手当てをしたものでも、仮に今後、国の特措との中で手当てされるというものになったとしたら、後で国から繰り戻しされるのかとか、そのあたりの担保がないと、逆に県が頑張れば頑張るほど、結果として自分たちの首を絞めてしまうた。

○永山総合政策課長 基金及びその基金に対す る国から支出等については、毎日、その窓口で ある農林水産省とやりとりをしておりますけれ ども、相当真剣に考えていただいています。宮 崎県が非常に畜産が壊れてしまった、その影響 が非常に大きいということについては、事務方 同士でずっとやりとりをしていますけれども、 真剣にやっていただいています。したがって、 県がこのような事業を組んだから、その分は国 が免責されるというふうなとらえ方は現時点で はしていただいていないんではないかなと思い ます。ただ、例えば、国が何がしかの新しい補 助事業メニューをつくって、それが今回、基金 の中でやろうとしているものに該当するという ことになれば、当然その国の補助メニュー等を 使っていくことになると思います。その際には 財源の振りかえ等をしっかり行って、この基金 がそれ以外のもっときめ細かな事業等に適用で きるようにというふうな工夫はしていくことが できるというふうに思っております。

○武井委員 ということは、確認ですが、県が

一たん条例の中で手当てをしたお金であっても、 今後、国の特措法の関係で、繰り入れというお 話もありましたので、ちょうどスキームが合え ば、国から特措法に基づいて、県に対して、県 が条例に基づいて支払ったものであっても繰り 戻しされることがあり得るという理解でいいで すか。

○永山総合政策課長 繰り戻し云々というのは 具体的にイメージがわかないんですが、国が示す補助金のメニュー等でどうも使えるということになれば、この基金で使おうと思っていたものも、そちらではなくて国の補助メニューに乗っかっていくということになるのではないなというふうに思います。ただ、具体的にまだそこまでのイメージはありませんが、十分にいろんな制度は活用をしていきたいと思っています。

〇武井委員 わかりました。

次に進みます。30億円を積み立てて、20億円が一般財源で、10億円が義援金ということなんですが、30億円のうち8億円は当座で取り崩して使って、残りの22億円は基金としては取り崩さずに、残りの22億円の運用益というものが、今後の基金の実質的に使えるお金ということになるという理解でよろしいんでしょうか。

○永山総合政策課長 この基金は基本的には取り崩し型を想定しております。現在、30億円を積んでおりますけれども、今議会でそのうち8億円の取り崩しをお願いしたということでございます。今後、今回打ちました対策、あるいは基金以外で打った対策の効果等も見きわめながら、順次、事業化を進めていくということで考えております。ただ、30億円の基金をつくった時点では、国からの追加的な基金に対する財政支援がある程度あるということを想定して組んでおりますので、それが結論がどうなるかによっ

て少し使い方とかいうことは変化があり得るか もしれないというふうには想定しております。

○武井委員 ということは、27年3月31日とありますけれども、取り崩しとなりますと、非常に不安なのは、これもやってくれ、あれもやってくれみたいなことで、平たく言えばあっという間に使い切ってしまうということが十分あり得ると思うんですけれども、取り崩しにされるということであれば、27年までという条例の期間があるんですけれども、例えば年間は幾らとか、とりあえず8億円は使うわけなんですけれども、どの期間までにどの程度の金額を崩していくのかとか、どういうふうな形で優先順位とか、またその基金の使用の決定の会議といいさか、またその基金の使用の決定の会議といいうスキームで残りの22億円を使っていくということになるんでしょうか。

○永山総合政策課長 この基金は27年3月31日 で5年間ということにしておりますが、取り崩 しそのものについては、おおむね3年程度を想 定しております。なぜ5年間としたかというと、 国から財政支援が得られて、もし公共事業等を その中でやるとすれば、繰越事業があり得ると いうことで1年は長くなる、それがぎりぎりま でかかった場合には清算業務があるということ で、基金としては5年程度は必要だということ で5年ということで、取り崩しそのものについ ては、おおむね3年程度を想定しています。そ れを30億のままだったとしてどう使っていくの かということについては、先ほど申し上げまし たけれども、今回打った対策の効果がどうなの かということを見きわめ、あるいは250億のファ ンドを使った中小企業支援対策、それがどのよ うな効果を生み出しているかということも見き わめながら、じゃ、どこに手を打っていくのか ということを次の段階として考えていく。それ については、復興対策本部のほうでしっかりと 管理をしていくということになると思っていま す。

- **〇武井委員** わかりました。
- ○押川委員長 ほかにございませんか。
- ○鳥飼委員 基金事業でもう一点お尋ねしますけれども、畜産の復興というのが主になっているかなというような感じは受けているんですが、関連業といいますか、宮崎県内、中小企業がたくさんあります。飲食店もあるし、観光業もあるし、いろんな業種があるんですけれども、そこから非常に悲鳴が上がっているんですけれども、そのあたりにどういう対策を、これで見ると余りないのかなという感じはするんですけれども、考えておられるのか。

〇永山総合政策課長 今回、8億円の取り崩し について、畜産関係が1億6,000万でございます。 県産品のイメージダウンとか観光関係等も含め たアピール関係で1億1,000万円崩します。環境 対策で2,500万円、地域の再生について、中山間 の関係ですが、1,200万円、その他公共事業関係 で約5億ということでございます。中小企業の 支援というのにつきましては、250億円のファン ドが一つございます。それから、同じく中小企 業庁から支援を受けましたプレミアム商品券の 支援ということもございます。そのあたりも見 きわめながらということになりますが、今回、 1 億程度打ちました宮崎のアピール関係の事業 等の効果も見きわめて、次のステップを検討し ていくということになると思います。公共事業 についても、同じように、今回、約5億を取り 崩して、起債も含めて30億の公共事業を打ちま すので、それによる効果等も見きわめていく必 要があるというふうに考えております。

○鳥飼委員 現行ではそれで頑張っていただか なくてはいけないだろうと思うんですが、しか し、旬と言わないだろうなと思っているんです ね。私が一番気にしているのは、各界の皆さん 方にも御説明に参りましたけれども、倒産とか、 下手をすると自殺が出るんじゃないかなと私は 心配しているんですよ。本会議の答弁でもあり ましたし、金融対策で県中小企業融資制度口蹄 疫緊急対策貸付というのがありましたけれども、 これは8月で制度そのものが打ち切りになって いると。私どもが言っているのは、無利子とい うところが大変重要なんですよということで、 これは中小企業団体中央会が知事に要望書を提 出したという9月4日の記事なんですけれども、 そういう声が根強くあって、そこをどうやって クリアするのか、なかなか難しい問題だという ふうに思っているんですけれども、県の口蹄疫 緊急対策貸付についても、60億か70億かという ことで御説明がありましたけれども、利子補給 を何カ所かでやっていると、そこが一番大事な ところで、9月以降、今からダメージ的にきい てくるだろうと。私も相談を受けたんですけれ ども、そこはたまたま農家を引き継いだところ で、この制度も紹介したんですけれども、結局、 田んぼか何かを売ってレストランの経営のほう に充てたというようなことを聞いているんです ね。今からじわじわと来るだろうと思いますけ れども、そこはやはり何らかの対策を打ってい ただきたいなということで、直接の担当は商工 になりますから、ここでは申し上げませんけれ ども、ぜひ、取りまとめ役のところですから、 そこはやはり十分注意をして対応していただき たいということを申し上げておきます。

○前屋敷委員 私も基金のことについて、まず、 この基金創設では、県が独自にいち早く基金を 創設したということについては評価をしたいと 思います。というのも、やはり国が今、基金の 中身を全く明らかにしないという状況で、特措 法でもうたいながら、全く態度表明がされてい ないという点では非常に無責任なことで、引き 続き要求はしていかなきゃならないと思うんで す。国がそういう基金の対応ですので、とりあ えず県独自でもということで提案もしておりま して、また、取り崩し型はいかがなものかと政 府が言っているという話ですけれども、本来な ら、だったらどういう基金がいいのかというの をちゃんと示すべきなんですね。今まで原資を もとに、その利息でもって運用するというのが 一般的だったんでしょうけれども、しかし、そ れだったら早くその対応を国がしなきゃならな いんですけれども、そこの点で言えば非常に無 責任だというふうに私は思います。緊急的なこ ともあって、県は取り崩しということで30億の 基金の創設を行う提案をされましたけれども、 その30億で到底足りるものではないというふう に思っているんです。当面今、300億の要望をし ていますけれども、これは引き続き強力に県も 我々も要請をしていかなきゃならない問題だと いうふうに思っているところです。

それと、今回提案されております30億の中の 義援金が10億円ということで、①から⑧まであ る項目の中の①から⑤までを特に関連の農家の 方々の対策のためにというふうに2ページの処 分のところにうたってありますけれども、これ は、義援金だからこういう使い方をするという ことなんですか。その辺のところを御説明して ください。

○永山総合政策課長 まず、基金の話でございますが、我々はなぜ取り崩し型をお願いしたかというと、現在の金利の情勢、それから特措法

が約1,000億円という規定があって、それをかんがみますと、今の金利情勢からすると取り崩し型を想定しているのではないかということで、このようなお願いをしました。ただ、国の説明としては、従来から運用型が主である、これが原則であるということでございまして、さまざま今、御検討をいただいていますので、どのような形になるかというのはまだ姿が見えておりませんけれども、我々が望む形にもし、ならないとしても、いろんなもので国の支援を受けながら、目的とする再生・復興を図っていきたいというふうに思っております。

それから、基金の規定の問題なんですけれども、義援金からいただいた10億円のうち8億円については7月30日までにいただいた義援金ということで、これについては畜産農家への支援ということを目的に寄附をいただいたものでございます。したがって、その分については、この基金を活用する事業の中でも畜産事業者に利益となる事業について使っていこうということでございます。義援金の残り2億円については、8月1日以降ということで、復興対策にも充てるということで寄附をいただいたものでございます。で、この基金全体の使途の中で考えていきたいということでございます。

○前屋敷委員 あわせて、3ページの⑦なんですけれども、県内経済の回復及び雇用の維持のために使うということで、主体はどこになるのか、どういう事業に充てられるのかというのがいまいちよくわからないんですけれども、企業も対象にするのか。

〇永山総合政策課長 基本的に⑦で一義的に想定しておりますのは、まずは公共事業でございます。基金にもう少し余裕が出てくれば、雇用の維持のために、例えば雇用調整助成金のとこ

ろの追加的な措置であるとか、そういう工夫ができないかという思いはありますが、現時点で言うとなかなか難しい。即効性の観点で言うと、ここは公共事業が該当するのかなと。企業等あるいは経済団体等が行うものの支援については、⑥のところになるかなというふうに思っております。なお、雇用の観点で言いますと、先ほど復興対策の中で述べましたけれども、緊急雇用の基金を活用した臨時的な雇用の確保、あるいは畜産の復興対策の中でも獣医師の活用等によって雇用の維持を図ると、さまざまこの基金以外のところでも取り組みをしていきたいということで考えております。

○前屋敷委員 基金と別なんですが、国で言う22 条の関係になると思うんですが、復興のために はぜひ必要だという点で、ワクチン接種農家の 補償の問題なんですけれども、今度の議会でも その補償はどうか、概算払いのことも出ました けれども、ほぼ概算払いは終わって、精算払い に入っているという状況なんですけれども、私、 直接、ここは佐土原の農家なんですが、まだ4 分の1しか払われていないということなんです ね。あんたたちが知らんでどうするんだみたい なことを言われてしまったんですけれども、ちょ うど宮崎で競りが始まる日だったんですけれど も、買いたいけれども、まだ4分の1しか概算 払いがなくて、そこは家族で営まれる畜産農家 なんですけれども、これはいいことなんだと思 うんですけれども、今、非常に高値で取引がさ れているということがあって、高いがゆえに今 度は今の元手のお金だけでは買えない、そうい うことでだんだんと再開が延びるような状況な んですね。現地にも出向いていろいろお話も聞 かれている状況をさきに御説明ありましたけれ ども、もう少し丁寧な形でそういう農家の皆さ

んの状況というのを把握しないと、もう一歩足 を踏み出すというところにまではいかない零細 な農家はかなり多いんじゃないかなと思ったん です。

それともう一つ、心の問題として、そういう 農家も、生活リズムががらっと変わってしまっ たものだから、まず朝起きて何をするかという ところから始まって、一日ぼうっとしてしまう ことが多かったりとかいうお話もされておられ たので、そういうことも含めて、いま一度もう 少し丁寧な把握が必要じゃないかなというふう に思ったので、これは農水関係かもわかりませ んけれども、一応ここでお話もしておきたいと 思いまして、発言をいたします。

○永山総合政策課長 補償金等の支払い、今、 仮払いしかやれておりませんが、今、突貫工事 で一生懸命やっています。目標として10月中に は全額を支払えるようにということで農政水産 部、取り組んでいるようでございますので、しっ かり頑張ってもらえるものと思っております。

○押川委員長 その他を含んで質疑を受けたい と思います。

○鳥飼委員 その他で1点お尋ねします。総合計画、余り余計なことは聞きませんけれども、ただ、計画構成案、4月の委員会で報告になった分を持ってきましたけれども、かなり変わっている感じがしまして、練られてきているなというふうに思っているんですが、少し気になるのは、20年後というのが前回入っていまして、20年後だったら課長は幾つになるのというふうに聞きたくなるような感じを私、持っていたんですけれども、今回落ちているんですけれども、ここの考え方というのはどんなふうになっているんでしょうか。

〇永山総合政策課長 市町村首長との意見交換

でもあったんですが、20年後というのは変わりません。ちなみに、私は20年後は73になりますけれども、20年後を見通したというか、想像したというよりも、20年後の課題に向かって今、何をすべきなのかということで考えていくというところについては同じでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、長期ビジョンのところには書いてありませんけれども、これは付記をするということですね。永山課長が73、私は82になるんですけれども、もう生きているかどうかもわかりませんけれどもね。しかし、余りにも長過ぎて想像がつかない。気持ちとしてはわかるんですけれども、そこは常識的といいますか、ある程度見通せるものでないと、現実的には考えられないんじゃないかなと思うんですね。そこは意見として申し上げておきますので、よろしくお願いいたします。

〇押川委員長 ほかにございませんか。

○横田委員 私も新たな総合計画についてです けれども、私は「心豊かに暮らそうよ」という のがキャッチフレーズなんですよ。豊かさとい うのは人それぞれで、感じ方が違うと思うんで すけれども、例えば県民所得で一番高い東京と 宮崎と比べて、じゃ、東京は宮崎と比べて物す ごく豊かなのか、宮崎は全然豊かじゃないのか というのを考えたら、絶対そんなことはないと 思うんですね。やっぱり東京にはない宮崎の豊 かさというのはたくさんあると思います。別に これから先も東京の後追いをしていく必要は全 くないと思うんです。宮崎県独自で豊かさを感 じられるような県づくり、地域社会づくりをし ていけばいいんじゃないかなと思うんですが、 豊かさを感じるというのは、自分の住んでいる 地域に愛着を持てる、そういうのが一番だと思 うんです。今、非常に社会の人間関係が希薄に

なっているとか指摘されていますけれども、こ の前の代表質問でちょっと言わせてもらいまし たけれども、いかにそこに住んでいる住民が地 域の行事にかかわっていくか、そういうことは 非常に大事だと思うんですね。河川パートナー シップ事業のことを触れさせてもらいましたけ れども、あれも右肩上がりに参加団体がふえて いるということで、まさにそういうことが豊か さを感じる地域づくりにつながると思うんです。 そういう事業というのは決してお金がかかるわ けでもないし、県民の意識を高めていくという ことになると思います。だからといって別に「小 さな政府」を目指せとか言うわけじゃないんで す。経済対策とかせんといかんところは思い切 りやっていかないかんと思うんですけれども、 でも、県民にお願いする部分はできるだけ積極 的に県民にお願いをして、地域のかかわりを深 めていっていただけるような、そういう政策を 今後進めていくことが、宮崎県の豊かさを求め ることになるんじゃないかなといつも思うんで すけれども、そこらあたりはいかがでしょうか。 〇永山総合政策課長 今回、基本目標で「新し いゆたかさ」ということ、これはまだ定義づけ はしておりません。恐らく、人によっていろん な考え方があると思います。次の案に向けては、 宮崎県が考える豊かさというのは何なのかとい うことも含めて表現をしていきたいということ で今、班員と話をしているところでございます。 今、委員からございましたように、地域という のは非常に大事だということで考えておりまし て、資料の21ページの戦略の8の中でも、多様 な主体の参加によるコミュニティーの経営とい うふうな戦略も掲げております。財政が非常に 厳しくなるというだけではなくて、やはり地域 づくりを住民みずからが行っていくということ、

これ自体はますます大きくならなければならないことなんだろうというふうに思っています。 政策的にそういうものをしっかりやっていくということが一つと、もう一つ、総合政策課の業務として、地方分権の推進というのがございまして、この中でも市町村へおろしていくこと、あるいは住民の方々と一緒になっていく、そういうふうな行政施策の構築ということも、そのような観点からも進めていきたいというふうに思っております。

○横田委員 それと、11ページですけれども、 先ほど説明がありましたが、現状推移でいけば こうなりますよと、対策を打てばこういうふう になるかもしれませんというようなことだと思 うんですけれども、確かに、努力次第ではこう いう方向に持っていけるんじゃないかなとも思 うんですね。私、いつもワクチン接種のことを 言うんですけれども、あれで医療費を削減すべ きだということで、対策の4番に医療・介護費 ということが書いてありますけれども、いろん な条件があって簡単にいかないことは十分理解 しているんですけれども、例えばワクチン接種 にしても、全国の例で非常に医療費が削減でき ているというのもあるみたいですので、そうい うことも一緒に検討していただきながら、将来 に向けて計画を練っていただくといいがなとい うふうに思います。

○永山総合政策課長 特に社会保障の負担増の ところで2,500億円という非常に気の遠くなるよ うな数字を上げておりますけれども、この問題 等への対応も含めて考えれば、どうやって医療 費を抑え、介護の費用を抑えていくのかという のはすごく大切な点でございます。実際に1人 当たりの医療費で見ると、宮崎が42万8,000円で すが、一番少ない沖縄は33万円と、これだけの 格差もありますし、介護の認定割合も宮崎は15.6 ですけれども、埼玉は12.5ということで、やっぱり取り組みによって相当の差があると。これからのポイントは予防ということなんだろうというふうに思っています。介護予防あるいは疾病予防というところにかなりの力点を置いて進めていくべきなのではないかなというふうに思っております。

〇押川委員長 ほかにございませんか。

○武井委員 何点かお伺いをしたいと思います。 まず、9ページの私学高校の就学支援金の件を 伺いたいんですが、これは報道でもありました けれども、宮崎県内ではないんだろうと思いま すけれども、これが出るということで、私立学 校で今までは特待生として無料で、いわゆる学 校側が学費を免除していたところが、この分だ けは学費をもらうみたいな形にして、学校とし てはその分、国から対々でもらえるようにみた いなようなことで仕組みを変更している学校が あったとか、そういったような報道等もあった んですけれども、県内では、この支援金ができ ることで、今までは自分たちでやっていたこと を、支援金目当てと言ったら言葉は悪いのかも しれませんけれども、そういうことで制度を変 更しているとか、そういったような事例とかと いうのが確認されているのかどうか、お伺いを いたします。

○安井文化文教・国際課長 結論から言いますと、同様でございます。やはり就学支援金をもらった後の分を特待生等に減免するという形で、結果的にそうなっているのは本県でも同じでございます。これは、文科省の説明が、当初、都道府県の担当者会議のときに、そういった取り扱いでいいということでありましたので、各県とも同様の取り扱いをしているというふうに思

います。スポーツとか学業で特待生はたくさん いますけれども、基本的には同様な形になって おります。

○武井委員 ということは、今までは私立学校はそういった生徒たちを集めるために、学費は要らないですよということで、その分というのは学校がかぶるというか、収入が入ってこないという形だったんですけれども、今後はこの制度ができたことによって、特待生として入れた人たちの分も国から学校のほうに支援金の支払いがされるということ、そういう制度設計であるということなんですね。

〇安井文化文教・国際課長 制度上、そういう 形になります。

○武井委員 これは県に申し上げても仕方がないところなのかもしれないんですけれども、逆に言うと、特待生がその分ふえたりとか、制度的にはその辺を含めてまだまだ不備な点もあるのかなと思うんですが、県内の私立学校はほぼすべてそういう取り組みをしているような状況だということでよろしいでしょうか。

〇安井文化文教・国際課長 特待生を持っていない学校もございますけれども、持っているところはすべて同様の取り扱いになっています。

〇武井委員 わかりました。それはそういう形で制度がされていれば、学校も経営をしていくという観点であれば当然そういうことであろうかと思いますので、そういうことなんだなということで理解をさせていただきたいと思います。

続いて、あとは1点ずつお伺いしたいんですが、24ページの国勢調査なんですけれども、例年、国勢調査があると毎回、調査員がかわりに記入をしたとか、調査員が聞き取って書いたとか、いろんなことがよく新聞で報道されたりとか話題になったりというのがあるんですけれど

も、そういった意味での調査員等への指導みた いなようなものとかは、どのようになっている のか、お伺いをいたします。

○大野統計調査課長 調査員については、6,300 人を超える調査員がいますが、基本的には、今 回、調査方法が変わりまして、調査員が回収す る場合でも、とにかく封をして回収するという 形になりましたので、基本的に調査員が中身を 見るということはございません。そういう意味 での個人情報の保護というのは十分配慮されて いるという形になっております。

○武井委員 前回なんかも、うちのばあさんなんかでもそうだったんですけれども、全然わからないから、調査員の人が来たら、聞きながらその場で書いたとか、そういう話をしていましたので、いろんな事例というのは現実、始めてみればあるんだろうなと思いますので、また改めていろいろその辺の指導等をお願いいたしたいと思います。

最後に、霧島ジオパークの件を1点お伺いしたいんですが、ジオパークについて、鹿児島県と宮崎県、いろいろと努力をなさっていたことはよくわかっておるんですが、霧島ジオパーク、ほかのところもいっぱいジオパークはあるんですけれども、実際にこれがこういう形で指定されると、例えば経済効果であるとか、これによる集客の増とか、認定されたことによって、どういったようなことが変わって、どういった効果が見込めるのかとか、そのあたりについては何がし今の段階で考えられているものがあるのかどうか、お伺いをいたします。

〇山内中山間・地域政策課長 認定された効果、 直接的というか、将来的にはいろいろあると思 うんですけれども、まず、よく言われておりま すのは、当然、審査を受けたので一定のレベル にあるんだということで、対外的に公表するときに認知度が高まるというんでしょうか、堂々と胸を張って言える。じゃ、それが具体的にどれぐらいの効果を生むのかというのは非常に難しい判断だろうと思うんですけれども、そういうことが保障されるということで、活動に対かって、今国は活動に対して、今までは取り組む姿勢がまず評価された。それを今度は具体的にやっていくという、そこが実績として評価されていくんだろうと思いますので、地域の盛り上がりとともにPRもしていけるというふうに考えております。

○武井委員 例えば屋久島でありますとか、秋 田県の白神山地でありますとか、ああいったと ころというのは、ただ世界遺産に指定をされる と、明らかにそれで集客力があって、旅行会社 が商品を組んだり、テレビなんかでもどんどん 取り上げられたりというようなことが現実に あったわけなんですけれども、もちろん指定さ れただけでてきめん効果があるという世界遺産 ほどのものはないかもしれないんですが、逆に 言うと、教育的活用やジオツーリズム――ジオ ツーリズムというのがどういうものかイメージ がつかないところもあるんですが、指定された ことでこれをどういうふうな形で生かしていく のか、観光の部門とかとの連携等もあるんでしょ うけれども、ジオパーク認定を今後どういうふ うな形で生かして、できれば屋久島みたいに非 常に目覚ましい効果があるとすばらしいと思う んですが、そういった今後の戦略とか、そのあ たりをお持ちでしたら、ぜひ、お聞かせいただ きたいと思います。

〇山内中山間・地域政策課長 委員おっしゃる ように、まさしく具体的には観光面、わかりや すく言うとそこに行き着くのかなというふうに は思っておりまして、ここの概要のところにも ありますけれども、教育的活用とか保護・研究、 活用するというところが今回のジオパークの構 想、世界遺産というのは基本的には保護が目的 だというふうに聞いておりますので、活用に向 けて、地域のほうが具体的にネイチャーガイド の養成をしているということは、要は来た人に 対して十分説明ができる、十分な説明を受けれ ば、また行こうかというふうな相乗効果が出て くるんではないかなというふうに思っておりま す。ちょっとお答えにはならないかもしれませ んけれども、そういうことを期待しながら、当 然、PRをしていくんだと。具体的にはいろい ろあるんだろうと思いますけれども、今度、該 当市町村がどういうふうにそれをまた利用して 活用していくか、連絡協議会としても、どうやっ て活用していくかという、その協議の中で決まっ ていくのかなというふうに思っておりますので、 また相談があれば、その市町村の相談にも乗っ ていきたいというふうに思っております。

○武井委員 積極的な活用を期待したいと思います。以上です。

○河野副委員長 確認だけです。県総合計画の 策定状況の中で、今後のスケジュールとありま すけれども、議会のほうへ姿を見せるのは2月 と6月だけですか。

○永山総合政策課長 議案として提出させていただくのは2月議会と6月議会でございますが、常任委員会等の都度、その進捗状況等についてはお示しをしたいと思いますし、会議等の開催の際には、これまでもしてきたところですけれども、資料等は送らせていただきたいと思っております。

○河野副委員長 勉強不足でちょっとお聞きし

たいんですが、国勢調査の実施というのは、例 えば県の広報計画云々というのが挙がっていま すけれども、県負担というのはないんですか。

○大野統計調査課長 この広報については、国 と県と市町村、それぞれ広報がなされておりま して、それぞれの広報については、国ももちろ んでございますが、県のほうも国庫支出金の中 から広報費としていただいたものを県の広報と して実施しております。

○押川委員長 部長、委員の皆さん方からも今回の口蹄疫の復興等々についていろいろ御意見が出たんですが、県民政策部が核となってこの問題は部局横断の中で頑張っていただきたいというふうに我々は思っております。部長の意気込みがあればお聞きしたいと思いますけれども、最後にいたします。

〇山下県民政策部長 先ほど来、特に復興の道 筋といいますか、工程表といいますか、特にこ このところが非常にきれいな言葉は、もちろん どの先にあるかわかりませんけれども、つくっ ているんですが、その道筋というのは、今の現 場をとにかく牛なり豚で埋めたいという農家の 方々のお気持ちと、実はそれのところにそうい う絵を描いて、それに至るまでには工程をこう いう順序を踏んでやりましょうというところが 本当は一番大切なんだろうと思います。それが 一つと、本県は畜産県ですから、当然、今回、 被害になった市町以外に、例えば都城であると か、そういったところに、じゃ、次は県として どういう形でモデル的なものをどういう工程で 進めていくかということもやはり十分考えない といけないと。力不足ですけれども、当然、所 管部というのはあるんですが、全体をリードす ると言うと語弊がありますが、きちんとフォロー アップしてまいりたいと思います。

○押川委員長 ありがとうございます。国の防 疫の不備というのも絶対あったと思うんです。 そして、宮崎県だけがなぜグローバル化の中で 発生したかということは、発生原因の究明、そして感染ルートの解明、宮崎県がモデルになる わけでありますから、ぜひ、ここは基金を含め て、すべての問題について皆さん方に頑張って いただきたい、もちろん我々も議会の中で頑張っていきたいというふうに思います。

要望を述べさせていただきまして、以上をも ちまして県民政策部を終了いたします。ありが とうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時59分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終 了した後にお願いいたします。

○稲用総務部長 今回、御審議いただきます議 案につきまして、お手元に配付をしております 総務政策常任委員会資料によりまして、御説明 をいたします。

資料の1ページをお開きください。平成22年度9月補正予算案の概要(議案第1号)についてであります。

今議会に提出しております予算案は、口蹄疫復興対策及び公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。なお、口蹄疫対策に関しましては、第6次の補正予算となります。補正額は、一般会計で322億6,020万6,000円の増額であります。この結果、一般会計の予算の規模は、

9月補正後で6,687億8,061万1,000円となります。この補正によります一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金が2億234万2,000円、国庫支出金が30億3,109万9,000円、寄附金が3億2,000万円、繰入金が44億97万8,000円、繰越金が20億2,887万1,000円、諸収入が10億1,561万6,000円、県債が212億6,130万円であります。

2ページをお開きください。一般会計歳出の 款ごとの内訳でありますが、主なものを申し上 げますと、一番上の総務費のうち、30億円が口 蹄疫復興対策基金の造成で、表の中ほど、農林 水産業費は、その積み立てた基金を活用して実 施します復興対策事業のほか、補助公共事業等 を増額しております。また、その下の商工費は、 中小企業応援ファンド造成のための貸付金等で、 土木費につきましては、口蹄疫復興対策の県単 公共事業等を増額するものであります。

補正予算案については以上であります。

次に、特別議案関係について御説明いたします。

資料の8ページをごらんいただきたいと思います。議案第5号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、法人県民税の法人税割における超過 課税措置について、適用期限を延長するため、 条例を改正するものであります。

次に、資料の9ページです。議案第7号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」 についてであります。

これは、行財政改革の一環として、旅費事務 に関する職員の負担軽減や経費の節減を図るた め、職員の旅費に関する条例について所要の改 正を行うものであります。

次に、資料の10ページをお開きください。議 案第9号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一 部を改正する条例」であります。

これは、住民基本台帳法の規定により、住民 基本台帳ネットワークシステムにおける本県独 自の本人確認情報の利用及び提供を行うため、 同法施行条例の一部を改正するものであります。

次に、資料の12ページをお開きいただきたい と思います。議案第15号「訴えの提起」につい てであります。

これは、普通財産に係る時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決に付するものであります。

次に、その他の報告についてであります。

資料の14ページをごらんいただきたいと思います。本日、御報告いたしますのは、ここに記載しております今後の行財政改革の検討について、及び20ページになりますが、宮崎県口蹄疫対策検証委員会の設置についてでございます。

それぞれ詳細につきましては、担当課長から 説明させますので、御審議のほどをよろしくお 願いいたします。

なお、市町村課長が病気のため、本日の委員会を欠席しております。代理としまして、課長補佐の福嶋が出席しておりますので、市町村課に係るものにつきましては、課長補佐のほうから説明をさせます。

私からは以上でございます。

○日隈財政課長 議案第1号の歳入予算について御説明いたします。

委員会資料の3ページをお開きください。今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧でございますが、中ほどの太枠で示しております中の左側、今回補正額の欄のところを縦にごらんください。主なものを申し上げますと、まず自主財源につきましては、繰入金が44億97

万8,000円、繰越金が20億2,887万1,000円、諸収入が10億1,561万6,000円、次に依存財源でございますけれども、国庫支出金が30億3,109万9,000円、県債が212億6,130万円、いずれも増額となっております。この結果、この表の一番下の欄にございますけれども、この補正によります歳入合計は、322億6,020万6,000円となっております。したがいまして、補正後の一般会計の予算規模につきましては、総務部長が申し上げましたとおり、この表の補正後の欄の一番下になりますけれども、6,687億8,061万1,000円となります。

次に、4ページをお開きください。ただいま御説明しました歳入の科目別、詳しい歳入の概要でございます。まず、分担金・負担金についてでございます。各種公共事業等に対します市町村等からの分担金・負担金でございまして、補正額は、2億234万2,000円となります。

次に、寄附金でございます。寄附金の欄を見ていただきますと、これは全国の個人、団体、企業からふるさと納税制度などを活用いたしまして、県に直接寄せられました口蹄疫対策等のための寄附金でございまして、補正額が3億2,000万円となっております。

次に、繰入金についてであります。このうち、 説明の欄を見ていただきますと、基金繰入金に つきましては、昨年度までの経済・雇用対策で 積み立てました基金、たくさんございますけれ ども、この基金を取り崩しまして各種事業の財 源とするもの、あるいは今議会で新規に積み立 てをお願いしております宮崎県口蹄疫復興対策 基金の一部を速やかに取り崩しまして、早急に 実施すべき復興対策の財源とするものでありま す。また、公営企業借入金は、これは、企業局 の電気事業会計から口蹄疫復興中小企業応援 ファンドの造成のための財源として、20億円を 無利子で借り入れるものであります。

次に、繰越金であります。これは、21年度決算の歳入歳出差引額から22年度の繰越明許費の財源となる額、いわゆる繰越財源を除いた実質収支の分、黒字の分になりますけれども、この額20億2,887万1,000円を22年度へ繰り越すものであります。

次に、諸収入であります。補正額10億1,561 万6,000円のうち、10億円については、これは、 県共同募金会が実施していただきました口蹄疫 被害義援金から県への配分額であります。

次に、国庫支出金であります。公共事業費等の国庫補助決定に伴いまして、農林関係、土木関係を合わせまして国庫負担金が22億円余の減額となっておりますが、その分、国庫補助金において交付金事業の内示や口蹄疫復興対策費約53億円を計上しましたことから、国庫支出金全体としては30億3,109万9,000円の増額となっております。

最後に、県債であります。今回の補正で最も 大きいのは商工債であります。これは、財団法 人宮崎県産業支援財団が造成します口蹄疫復興 中小企業応援ファンドの財源として、国の外郭 団体になりますけれども、独立行政法人中小企 業基盤整備機構から県のほうに無利子で借り受 けます200億円、これは県債の形をとりますので、 転貸債と言うんですけれども、いわゆる県債と しての発行で財源を調達するというものであり ます。

歳入予算については以上でございます。よろ しくお願いいたします。

〇緒方総務課長 総務課でございます。

常任委員会資料の12ページをお願いいたします。議案第15号「訴えの提起」について御説明を差し上げます。

まず、1の訴えの目的でございます。この訴 えは、普通財産の売り払いに当たりまして、宮 崎県への所有権移転登記がされていない日本蠶 絲統制株式会社名義の土地について、時効取得 を原因といたしまして所有権移転登記手続請求 の訴えを行おうとするものでございます。当該 普通財産は、昭和36年から県の所有地として管 理をいたしておりますけれども、1筆だけが日 本蠶絲統制株式会社名義のままとなっておりま す。この土地に関する土地売買契約書がなく、 会社も解散しておりますので、判決によりまし て所有権移転登記を求めるものでございます。 当該普通財産につきましてですが、宮崎市東大 淀2丁目にございまして、椎茸種駒製作場があっ たところでございます。総面積が約3,900平方 メートルございます。

次に、2の訴えの概要の(1)の内容でございますが、この訴えは、20年以上にわたり所有地として管理していることによる時効取得を原因としております。次に、(2)の所有権移転登記を必要とする土地の所在地ですが、宮崎市東大淀2丁目32番2、面積は40.59平方メートルでございます。次に、(3)の相手方でございます。土地の登記名義人である日本蠶絲統制株式会社は、昭和16年に設立されました国策会社でありますけれども、昭和21年に解散しておりまして、法人登記簿も廃棄されております。そのため、相手方として特別代理人の選任を裁判所に申し立てることになります。13ページに現況写真をつけております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろ しくお願いをいたします。

○桑山人事課長 それでは、人事課所管の議案 につきまして御説明申し上げます。

委員会資料の9ページをごらんいただきたい

と思います。議案第7号「職員の旅費に関する 条例の一部を改正する条例」についてでありま す。

まず、1の改正理由でありますが、旅費事務 に関しまして、職員の事務負担の軽減、経費の 節減を図るため、所要の改正を行うものでござ います。

次に、2の主な改正内容でありますけれども、 まず、(1)の級区分の廃止でございます。アの 宿泊料及び食卓料、イの移転料、この移転料は、 異動に伴いまして転居した場合、いわゆる引っ 越し代として支払うものであります。これらに つきましては、現在、それぞれの表の改正前の 欄にありますように、職務の級の区分ごとに旅 費が定められておりますが、この級区分を廃止 いたしまして、改正後の欄、職務の級にかかわ らず一律の旅費とするものでございます。これ により旅費事務におきましては、職員の給料の 級・号級の入力、あるいはその確認作業が不要 となりますほか、外部の委員の方々、あるいは 非常勤職員の方々の級の格付が不要となるなど、 事務の簡素化や職員の負担の軽減が図られるも のであります。なお、アの宿泊料及び食卓料の 改正後の額につきましては、改正前の5級以下 の区分の額に一本化するものでございます。そ れから、イの移転料のほうは、改正後の額は、 改正前の6級以下4級以上の額、3級以下の区 分の額、この中間値を改正後の額としておりま す。

次に、(2)の自家用車利用時の車賃単価の改正でありますが、これは、自家用車を利用して出張した場合の車賃の単価を、ガソリン代や車の燃費等を考慮いたしまして、現行の1キロメートル当たり37円から17円に改正するものでございます。

次に、(3)の自宅等から旅行する場合の比較計算(仮定計算)の廃止であります。現在、自宅等から直接出張した場合の旅費の計算は、下の米印に書いてありますけれども、自宅等から目的地までと勤務公署から目的地まで、この2つの旅費を計算しまして、少ないほうを支給しております。この比較する計算にかなりの時間、労力を費やしている部分もございますので、これを省力化すること、それから実費弁償、実際の方法、経路で旅費を支給するという観点からこういう見直しを行いまして、仮定計算を廃止するということでございます。

最後に、3の施行期日でありますが、2の改正内容のうち(1)、(2)につきましては、現行の旅費システムの改修等が必要なため、公布の日から起算しまして1年を超えない範囲内において規則で定める日としております。また、(3)につきましては、システム改修等は関係ございませんので、周知期間を考慮しまして、平成23年4月1日としております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の ほどお願いいたします。

〇日隈財政課長 続きまして、財政課関係の補 正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の5ページをお開きください。 総務部では、補正予算がございますのが財政課 だけでございます。今回お願いしております補 正額は、10億2,887万1,000円でございまして、 補正後の財政課の予算は、976億5,181万6,000円 となります。

それでは、その内容について御説明いたしますけれども、議会資料、平成22年度9月補正歳出予算説明資料で御説明申し上げます。19ページをお開きください。(事項)県債管理基金積立金でございますけれども、平成21年度の一般会

計の決算剰余金、いわゆる黒字の分ですけれども、これの一部、10億2,887万1,000円を地方財政法第7条の規定に基づいて――基づいてというのは、決算剰余金の2分の1以上は積み立てをするという規定がございます。したがいまして、これに基づきまして追加積み立てを行うものであります。

財政課の補正予算については以上でございますけれども、ここで、県全体の口蹄疫関連予算の状況についても御説明したいと思います。

もう一度委員会資料のほうに戻っていただきまして、6ページ、7ページをお開きください。 見開きの表に口蹄疫対策としての1次補正から今回の6次補正までの事業内容と金額を記載させていただいております。この表の一番下の合計欄の右から2つ目の欄、これが今回の分でございまして、6次補正分、補正額が292億2,228万1,000円となっております。この結果、その隣の総計欄にありますとおり、6次補正までの総額は、884億4,745万1,000円となります。

財政課からは以上でございます。

○永田税務課長 それでは、議案第5号について、お手元の総務政策常任委員会資料により説明いたします。委員会資料の8ページをお開きください。議案第5号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正理由ですが、法人県民税の法人税割、これは、法人税額を課税標準として課税されるものですが、この税率については、地方税法の規定に基づき、財政上その他の必要がある場合、5%となっている標準税率を超える税率で課税することができることとなっております。本県におきましても、社会福祉関係経費や教育文化施設の整備に要する経費の財源確保を目的として、昭和51年より法人税割の超過課税を実施し

ておりますが、現在の適用期限は、平成23年1 月31日に終了する事業年度分までとしております。今後も、社会福祉関係や教育施設の耐震化など教育施設整備費に要する財政需要が見込まれるとともに、引き続き厳しい財政状況が予想されることから、適用期限を延長させていただきたいと考えております。

2の改正の内容ですが、適用期限を5年間延長するため、宮崎県税条例附則第11項で規定している税率の特例の期限を、平成23年1月31日までの間に終了する事業年度分から、平成28年1月31日までの間に終了する事業年度分へと改正いたします。

3の施行期日ですが、現在の適用期限の終期後である平成23年2月1日から施行することとしております。

なお、この超過税率につきましては、0.8%上 乗せした5.8%としておりますが、中小企業に対 する軽減措置として、資本金が1億円以下でか つ法人税額が1,000万円以下の法人については、 標準税率である5%で課税することとしており ます。また、全国的には、静岡県を除く全都道 府県で超過課税を実施しておりまして、東京都 及び大阪府が制限いっぱいの6%で実施してい るほかは、本県と同じ5.8%の税率としておりま す。

説明は以上でございます。

○福嶋市町村課課長補佐 常任委員会資料の10 ページをお開きください。議案第9号「宮崎県 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」 について御説明いたします。

本議案は、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本県独自の本人確認情報の利用及び 提供を行うための条例改正案でございます。

まず、1の改正の理由であります。これまで

は住民基本台帳法で定められております65の法 定事務に限って住基ネットの本人確認情報を利 用してきたところでありますが、同法第30条の 8に条例で定める事務を遂行するときにも本人 確認情報を利用することができる旨の規定があ ることから、今回、本県独自の本人確認情報を 利用する事務等を拡大し、県民の負担軽減や行 政事務の効率化が図れるよう、所要の改定を行 うものであります。

なお、本人確認情報とは、点線枠内にありますように、市町村が管理する住民基本台帳に記録されている県民の氏名、住所、生年月日、性別等であり、県の事務処理上で必要な場合に、条例で定める事務に限って、本人や市町村から住民票を徴収することなく、当該情報を得ることが可能となるものであります。

2の主な改正内容についてでありますが、 (1)にありますように、本人確認情報を利用 及び提供する事務の規定に関しては、知事部局 による利用事務として、各種県税の賦課徴収に 関する事務など12事務、知事以外の執行機関が 利用する事務として、選挙管理委員会による公 職選挙法関係事務など4事務の計16事務を今回、 規定するものであります。16事務の内容につい ては11ページをごらんください。一覧表に記載 されているとおり、宗教法人規則の認証関係の 事務など知事部局の6部9課の12事務、教育委 員会所管の恩給関係事務など知事部局以外の3 委員会4事務となっております。

10ページにお戻りいただきまして、このほか、 2の(2)に記載のとおり、住民基本台帳法に 規定されている本人確認情報の保護に関する審 議会や情報提供手数料に関する既存の関係条 例・条項を整理するため、所要の改正を行うこ ととしております。 なお、条例改正に伴う新旧対照表につきましては、議案書の21ページに記載しておりますので、後ほど、ごらんください。

次に、3の施行期日でありますが、条例改正 に係る周知期間や住基ネットシステムの変更の 準備期間として約1カ月を見込んでいることか ら、本年11月1日を予定しております。

このほか、今回の利用事務等の拡大による効果としては、4の(1)に記載しているとおり、県民の皆様が県に対する各種申請書に添付を要していた住民票の写しを省略することにより、市町村役場での住民票の交付手続が不要となり、その交付に要する費用負担等が軽減されるほか、行政事務の効率化という面で、居所不明者の確認等のために県が市町村に行ってきた住民票の写し等の公用請求と、それに伴う市町村の住民票発行手続が不要になることといった効果が期待されるところであります。

なお、他県の状況でありますが、4の(2) にありますように、本年4月現在で、既に30都 県において本県と同様の独自利用事務に関する 条例を制定・施行済みという状況でございます。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大坪行政経営課長 それでは、2点ほど御報告をいたします。

資料の14ページをごらんください。まず1点目ですが、今後の行財政改革の検討についてであります。

まず、1の行財政改革大綱2007に基づく取り 組みでありますが、6月議会の常任委員会で進 捗状況を御報告しましたとおり、本年度を最終 年度としまして、そこの表に掲げておりますよ うに、1の意識改革から5の財政改革までの5 つの改革プログラムを柱に鋭意取り組んでいる ところであります。

そのような中、右側の15ページ、2の本県を 取り巻く社会情勢についてですが、行政に対す る県民ニーズの多様化・高度化や、地域主権型 社会などへの新たな課題への対応を実施する必 要がある一方で、財政状況が大変厳しく、従来 型の行政主導による公共サービスを維持し続け ることは困難になっていくものというふうに考 えられます。また、現在、20年後の本県の目指 す姿と基本目標を定める新たな県総合計画の策 定作業が進められておるところでありまして、 その内容にも十分留意していく必要があるとい うふうに考えております。

以上のようなことを踏まえながら、3、今後の行財政改革の検討でありますが、行財政改革につきましては、昭和60年の大綱策定以降、継続して取り組んできておりまして、今後とも、不断の取り組みが求められる。また、この行革大綱は、来年度から始まります県総合計画を支えて一体となって推進するものでございますので、現在の大綱についても見直しを行った上で、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。そこで、去る7月15日に庁内の関係課長等から成るワーキンググループを設置しまして、現在までの取り組み状況について検証するとともに、新たな行財政な革の検討に向けた諸課題の整理等を始めたところであります。

なお、近日中に県民アンケート調査を実施することにしております。県民の皆様の御意見等も伺いながら検討作業を行ってまいりたいと考えておりまして、その様式につきましては、次の16ページ以降に添付しております。19ページまでございますが、このアンケートにつきましては、希望する県民の方はどなたでも参加でき

るような形で実施をしたいというふうに考えて おります。

それでは、資料の20ページをごらんください。 2点目は、宮崎県口蹄疫対策検証委員会の設置 についてであります。

まず、1の目的にありますように、この委員会は、今回、県内で発生した口蹄疫に係る一連の対策について、客観的かつ専門的な観点から問題点の検証や改善点の検討等を行うことによりまして、今後の防疫対策や危機管理対策の充実強化を図るということを主たる目的として設置したものであります。

2の調査検討事項ですが、(1)から(5)までありますが、(1)が事前の予防段階から終息に至るまでの一連の防疫対策に関すること、(2)が県の危機管理体制に関すること、(3)が市町村、他県、国及び関係機関との連携に関すること、(4)が県内の農家、商工業者、県民等との連携及び情報伝達等に関すること、そして(5)がその他必要な事項ということで、幅広く調査検討を行うことにしております。

委員会の構成につきましては、3にありますように、それぞれの分野の代表者8名で構成することとしておりまして、委員会のもとに庁内調査チームとその分科会を設置しております。

調査検討のスケジュールにつきましては、右側の21ページ、4にありますように、全体会議を3回ほど実施をしまして、その間に庁内調査チームを中心とした調査や、委員への個別協議等を行い、最終的には10月下旬を目途に、調査報告書の内容検討、そして取りまとめ作業を行いたいと考えております。

さらに、その調査結果を踏まえまして、県といたしましては、①、②、③とありますが、① が詳細な管理マニュアルの作成、②が県の防疫

体制、危機管理体制の構築、③、国に対する提 案事項等の取りまとめ、そういうものを行いな がら、今後の施策展開に反映させていくことと いたしております。

説明は以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案関係について質疑はございませんでしょうか。

○松村委員 議案第10号「訴えの提起」について、今回突然なのか、なぜ今、所有権移転というのをするのかと。本当はもっと前にするべきじゃなかったのかということと、この土地というものはだれかに貸して活用するのか、それとも財産として売却するのか、その本来の目的というか、それをお聞かせください。

○緒方総務課長 まず、なぜ今かという話なんですが、そもそもこういう問題点、あったことはわかっておったんですけれども、今、財政が非常に厳しい中で、県有地等、未利用地を処分とか貸し付けも含めて有効活用していこうという中で、現在、ここの土地を使っていないし、また将来的にも使う予定がないということで、それでこの機会にやろうということで今回、提案させていただいたわけでございます。

その目的でございますが、先ほど言いましたように、今のところ使う予定はないということでございます。

○松村委員 ちなみに、今、この資産価値は。

○緒方総務課長 宮崎市の固定資産評価によると平米4万円弱ぐらいのようです。それで掛け 算をいたしますと、大体1億5,000~1億6,000 万円の固定資産評価になっていると推定されます。

〇松村委員 実勢価格はどんなものですか。

〇緒方総務課長 実勢価格は調べておりません

で、わかりかねます。

〇押川委員長 ほかにございませんか。

○武井委員 まず、9ページの旅費の関係を伺いたいんですけれども、けさも地下の売店の旅行カウンター、前にいた会社だったものですから、行って話も聞いたりしたんですが、今、ホテルパックのIIT、ホテルと飛行機がくっついているものを大体皆さん使われますというような話をされていたんですが、実際に宿泊だけで、食卓料なんて言い回しも非常に古い感じもするんですが、実際はほとんどホテルパックなんかで使っているのに、こういった制度としてそれぞれの金額を支払うというようなことというのは、割合的に言ったらどういう感じなんですか。

○桑山人事課長 割合という点につきましては 調査をしておりませんけれども、委員がおっしゃ いますように、東京とか大阪とか、航空券と宿 泊がパックになったようなものを利用する場合 には、この定額を支払うということではなくて、 パックの料金に旅行雑費を加えて支給する、そ ういった実態となっております。ただ、そうい うものがないようなところに出張いたしますと、 宿泊料等を実際の鉄道なり航空機の運賃に加え て支払うということになります。

○武井委員 食卓料というのは、これは夕御飯ということなんだろうと思うんですが、例えば1,000円のものとかであったとしても、要は泊まりが発生した場合は払うものなのか、それとも領収証精算になっているのか、そのあたりをお聞かせください。

○桑山人事課長 この食卓料は、大変わかりに くいんでございますが、船舶あるいは航空機に よる旅行中にその中で宿泊することになった場 合、運賃に食事代が入っていない場合に支給す る旅費でございまして、通常の我々の出張を行う場合には、宿泊料の中にそういったものは含まれております。

○武井委員 いわゆる車中泊という場合にのみ 支払いをするというもので、一般的な出張等で は支払いをしないというような理解でいいとい うことですね。わかりました。

次に移ります。10ページの住基ネットなんですけれども、基本的には、私は住基ネットというのはできる限り拡大等は、まだまだできて間もないこともあって慎重にすべきだというふうに思っております。その上でなんですが、問題は、これで県民生活の利便性が向上するというのがあるんですけれども、全部というとあれですけれども、仕組みを変えたりとか、いろんなコストもかかるんでしょうけれども、実際見ると、本当にあるのかなみたいなものも中にはあるんですけれども、これを導入することによってどれぐらいの事業とか業務というものが改善されるのかなと。実際の数というのはどんなものなんですか。

○福嶋市町村課課長補佐 この16事務の21年度 の事務取扱の実績ですけれども、1万7,729件と なっております。

○武井委員 多いものもあると思うんですが、 例えば2番なんかは非常に多いだろうなという のもわかるんですけれども、中には非常に少な いものというのもあるんじゃないかなというふ うに思うんですけれども、この中で一番少ない ものというのはどうなんですか。

○福嶋市町村課課長補佐 この中には実績がゼロのものも含まれております。委員御指摘のとおり、例えば1番、9番、16番といった事務は21年度においては実績がない事務でございます。

〇武井委員 実績がほとんどないようなものも

事務としてそもそもしなきゃいけないものなん ですか。

○福嶋市町村課課長補佐 21年度におきまして は実績はございませんでしたけれども、年度に よって件数にはばらつきがございますし、こう いった事務を取り扱いができるという状況を準 備しておくことで、そういう利便性の向上につ ながると考えております。

〇武井委員 それはわかるんですけれども、改善するにもコストも要るでしょうし、必要なのか必要でないのかわからないものも含めれば、実際は今までのほうが、かえってもろもろのコストを考えたら安いという部分もあるのかなと。拡大というのは慎重にしていかなければいけないんではないかと思うんですが、私たち、議員なんかをしていますと、身近にあるので例えば14番の立候補届け出等に係る確認とかいうのがありますけれども、ということは、提出書類が今後減るとか、選挙ですから届け出書類があるんですけれども、こういったようなものはどういったように変わるんですか。

○福嶋市町村課課長補佐 14番の公職選挙法に よる立候補の届け出等に係る確認につきまして は、今までは立候補者の住民票を提出していた だきまして、住民票に書かれている情報を確認 しておりましたが、これが省略できるというこ とになります。

〇武井委員 わかりました。

最後に、行政経営課に行財政改革の検討についてというようなことでいろいろアンケートをとられるということであるんですが、アンケートはちょっとかたいなという……。

○押川委員長 その他は後で。

〇武井委員 じゃ、結構です。済みません。

○横田委員 県税条例についてですけれども、

昭和51年から超過課税を実施しているということですけれども、当初から社会福祉関係経費と教育文化施設整備に要する経費ということで、目的税として徴収されていたものなんでしょうか。

○永田税務課長 昭和51年当時からの資料がございませんで、当時のことはわからないんですが、近年はこの理由でやっておるというような状況のようでございます。

○横田委員 昭和51年といったらもう30年以上 前になるわけですけれども、その当時からする と社会福祉関係経費とかいうのは非常に大きく なっているんじゃないかと思うんですが、超過 課税が社会福祉関係経費とかを賄っている割合 というのはどれぐらいなんでしょうか。

○押川委員長 時間がかかるようであれば、後ほどお願いしたいと思いますが。

○永田税務課長 財政に占める割合がわからないんですが、超過の税額は年間大体3億5,000万というところでございます。

○横田委員 5.8%の課税になるのが1億円以上の法人、1,000万円以上の納税だったですか、非常に大きな法人だと思うんですけれども、これは6.0まで引き上げてもらうとか、そういうわけにはいかないんでしょうね。

○永田税務課長 財政上の必要性については税務課で担当していないものですから。以前は、 平成2年ぐらいまでは1%上乗せしたというような状況もあるようです。

○日隈財政課長 割合ということでしたので、 ちょっと拾いますと、民生費と教育費を足しま すと大体2,000億円ぐらいの規模でございますの で、そのうち一般財源がどれくらいかわかりま せんけれども、2,000億を分母に置きますと、1 %少々しかないのかなと思います。 **〇横田委員** わかりました。

〇押川委員長 ほかにございませんか。

O武井委員 1点だけ、先ほど松村委員からありました種駒製作場跡の話なんですけれども、確かに、ずっとあいて、要はこういうふうに更地になっていた期間が長かったということなんですが、この種駒製作場自体はいつごろ廃業というか、やめて、実際こういう形で更地になったのはいつごろからなんですか。

〇緒方総務課長 種駒製作場は昭和51年3月ま でです。

〇押川委員長 議案はほかにございませんか。

○前屋敷委員 4ページの繰入金と諸収入のと ころなんですが、繰入金の中の口蹄疫復興対策 基金繰入金8億円と雑入の復興対策基金で9億 ですか、これの関係といいますか、御説明を。

〇日隈財政課長 まず、繰入金ですが、前屋敷 委員からございました口蹄疫復興対策基金から の繰入金8億796万3,000円、これは一遍、造成 します30億円の口蹄疫復興基金、今回条例設置 もお願いしておりますけれども、30億円から取 り崩して、今回、補正予算で使う財源が8億796 万3,000円でございます。そして、諸収入のほう の雑入でありますけれども、先ほど御説明しま した、義援金からの配分が10億円ございます。 そのほかで雑入で土地区画整理事業の関係 で1,728万4,000円という減額の補正がございま して、その分を引きますと9億8,271万6,000円 ということでございますが、おおむね10億円と いうのは、これは県の共同募金会から県への配 分いただいた10億円、それから若干減額の補正 がありますので、9億8,000万円余ということに なっております。

〇前屋敷委員 今回取り崩す30億のうちの8億 ということと、下の雑入で入る分というのは二 重にカウントされるような感じがするんですけれども、こういう手法なわけですか。

○日隈財政課長 補正予算のたびに何度も議員の皆さんからそういう御質問を受けるんですが、昨年度は多かったんですけれども、基金を造成するので、一度歳出を立てて、基金を歳出で計上します。今度はまた取り崩して繰り入れてというのが繰入金になります。それを財源に何がしかの事業を行うということになりますので、ダブル計上のように見えますが、出し入れの関係で整理しますと、予算上はこのような形になります。

○押川委員長 ほかにございませんか。その他を含んで質疑はありませんか。

○武井委員 14ページ、行財政改革の検討についてというところをお伺いしたいと思うんですが、いろいろと項目が書いてございまして、アンケートもあるんですけれども、「これからの行財政改革に求めるもの」とか、なかなか書きづらいかなと。「行政改革に取り組んでいることを御存じでしたか」という、非常に質問が全体的に漠然として抽象的な感じがあるんですけれども、もうちょっと具体的なものにできなかったか。事例を示して、例えばこういうことがありますがとか、そういう形にしないと、行政にかかわっていない人から見ると非常に答えづらいんじゃないかなという印象を持つんですが、いかがでしょうか。

○大坪行政経営課長 アンケートをどのような 形で実施するかというのはとても難しいと思い ます。要は、どれだけ県民の方の御意見をうま く集約できるか、吸収できるかということなん だろうというふうに思っていまして、そういう 観点から整理をしたつもりではおります。前回 も、実は平成17年2月にアンケートを実施しま して、その際も主要な項目について御意見を伺ったり、あるいは「県の行財政改革に求めるもの」ということで、フリーにいろんな提案とか御意見をいただくような書き方にいたしていましたので、基本的にはそれに沿って項目の整理をしたということでございます。

○武井委員 いつもそんな話ばかり聞いている じゃないかと言われそうですけれども、目標と してこのぐらいの数を集めたいというようなも のは何かお持ちなんでしょうか。

○大坪行政経営課長 できるだけ幅広く御意見をちょうだいしたいと思っていまして、ちなみに前回が1,100件余でございましたので、少なくともその程度はいただきたいなというふうに思っています。ちなみに、統計的に見ますと、県の人口に対して、この種のアンケートをする場合には、大体500件ぐらいあったら統計データとしては大体大丈夫な結果なんだそうですけれども、そういうことで、前回が1,100件余でしたので、少なくともそのぐらいは意見がちょうだいできるように幅広くPRをしたいというふうに考えております。

〇武井委員 わかりました。

引き続いて、口蹄疫検証委員会の件なんですが、本会議でも質問しましたので重複は避けて御質問したいと思うんですが、議会では情報公開のあり方とかも質問したんですが、1回終わったわけなんですけれども、日にちまで決まって、3回目には調査報告の取りまとめというような形になっているんですけれども、会議の内容も非公開だというようなこともこの前、議会でもあったわけなんですが、きのう、国の分はなかなか国の責任を認めない形で、ああいう形で出て新聞でも非常に話題になっていましたけれども、ここまでがっちりスケジュールまで決めら

れて、3回で終わりですという形で、ましてや、メンバーもこれだけ忙しい方ばかりでということで見ると、こういった短いスケジュールの中で、少ない回数の中で、深まった議論をしていくというのは物理的にも相当難しいんじゃないかと思うんです。これが場合によっては4回とか5回とか、普通だったら、検証委員会ですから、納得できる結論が出るというところまでいって、取りまとめの時期というのは逆に出るんだろうと思うんですけれども、スケジュール感がここまでコンプリートされているということに対してちょっと違和感を感じるんですが、いかがでしょうか。

○大坪行政経営課長 これはあくまで予定でございます。実際にやってみて、3回でまだ終了し切れない、調査が不十分だ、議論が不十分だということになれば、当然、4回目、5回目もあるということでございまして、これは現段階での想定ということです。

それと、10月下旬を目途としていますのは、できれば国に対する提案・要望をまとめたいと。そして、法律改正の中身についても提案をしたいというふうに思っているものですから、そこからさかのぼりますと10月下旬ぐらいにまとめるほうがいいのかなということで、一応、目標設定はいたしているところでありますが、先ほど申しましたように、この段階でまだまとまらないということになれば、さらに詳細に調査検討をするということになります。

○武井委員 ちなみに、アンケート調査とあるんですが、今はそういった準備などをされているんでしょうけれども、どういう項目のことをだれに聞くか、すなわち、県に対して協力的な方もいればそうでない方もいたり、肯定的な方もいれば否定的な方もいる、さまざまな立場の

方があると思うんですけれども、気になりますのは、どちらかというと県に好意的な方だけでアンケートをとったら非常にいびつな結果が出る可能性だってあるわけですね。そういった意味で、内容とか、対象とか、そういったものというのは非常に重要になってくると思うんですが、そのあたりというのはどのようにお考えになっていらっしゃるか、伺います。

〇大坪行政経営課長 実はアンケート調査は、 先週発出をいたしまして、現在、進行中でござ います。様式は5種類準備をしました。まずは、 今回、殺処分を行いました、患畜、疑似患畜、 ワクチン接種したすべての農家、1,300戸ぐらい になりますが、その農家にはすべてダイレクト メールで送りました。それと、県内に在籍して いらっしゃる大きな動物を扱う獣医師さん方に も、ほぼ全員に行き渡るような格好で発送をい たしております。さらに、県内の全部の市町村、 主要な団体、関係機関としまして自衛隊とか消 防とか警察、そしてさらに一般県民の方、あと、 農家だけではなくて、今回、商工業者の方にも いろんな影響が出ていますので、商工業の主な 団体等にもお送りしています。特に一般県民の 方はどなたが参加してもいいようなアンケート の形態になっていますので、武井委員おっしゃっ たように、県にとって都合のいいような、そう いうことではなくて、耳の痛い御意見も含めて 幅広くちょうだいをしたいというふうに思って おります。さらに、現地調査、ヒアリング調査 もすることになっておりますが、来週から実施 をしたいというふうに思っています。来週から 現地に委員と一緒に参りまして、そこでもでき るだけ多くの方から御意見をいただくというこ とで進めていきたいというふうに思っておりま す。

○武井委員 わかりました。活動は今後も非常に大事な活動になると思うんですが、最後に、この会議の結論のプライオリティーというか、重みみたいなものについて確認をしたいと思うんですけれども、最終的に、この委員会の結論というのは、イコール県の結論ということになるのか、それともこの委員会の結論を踏まえて、もう一回、県の部長さんなんかの会議の中でもまれてという形になるのか、そのあたりの会議の結論の位置づけみたいなものをお聞かせいただきたいと思います。

○大坪行政経営課長 位置づけとしては、県知事の私的諮問機関ということになりますので、御意見をちょうだいして、それをもとに県のいろんな施策に反映させていくということになります。したがいまして、ここで最終的に調査報告書をまとめますが、それはこの検証委員会としての報告書という格好になります。それを受けまして、県のほうでは、そこに記していますように、いろんなマニュアルの作成に入ったり、体制の構築を進めたりというふうなことを進めていくということになります。

○井上委員 今の口蹄疫対策検証委員会のこと なんですけれども、今、武井委員の質問である 程度外枠はわかったんですけれども、基本的に は庁内調査チームというのが具体的にいろんな 働きをしていただけるということなんですけれ ども、この庁内調査チームというのは、メンバーを見ますとお忙しい方ですね。 現実に庁内調査 チームの方たちがそういうふうな動きが基本的 にできるのかどうかというのが、いろいろな点で言えばここにかかると思うんですよ。ですから、ここと委員会との関係とか、そういうのについてどうなっているのか。

○大坪行政経営課長 庁内調査チームのメンバーもきょう、4人ここに同席していますけれども、しょっちゅうやっています。あしたもそろって打ち合わせをしたいというふうに思っていまして、かなり精力的に仕事を進めているということでございますが、ただ、おっしゃるとおり、この5名だけではなかなか不十分な点もございますので、それぞれの課の職員もバックアップをするということで、一体となって作業を進めているところでございます。

さらに、そこの下に農政水産部の分科会ということで整理していますけれども、特に今回、調査をする中の防疫措置に関することは、農政水産部のほうで詳細に調査をしませんと、それに対する判断とかできませんので、そういった防疫対策の作業は農政水産部のほうでしっかりやるというふうにいたしております。

〇井上委員 重ねてあれなんですけれども、基本的には、一番近いところの現場にいらっしゃった市町村の人というのは、じかに肌のあれを感じるようなところでやってこられた方たちなので、その方たちと庁内調査チームとの関係はどうなるんですか。

○大坪行政経営課長 先ほど、来週から現地調査に入るというふうに言いましたが、現地調査では、それぞれの現場で第一線で頑張っていただいた市町村の方からも十分にお話を聞くということにいたしております。したがいまして、今回、我々の宮崎県の検証委員会というのは、おっしゃったように、肌感覚でもって十分な調査をする、できる限りの調査をするということが大事だというふうに思いますから、そこはしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

〇井上委員 どっちが責任があってどっちがど

うこうでということを重視して検証をするのか、 それとも、今後のことも含めてですけれども、 そうやって検証していくのかというのでは、ま た視点もちょっと違ってくるのかなという思い がします。ただ、知事が諮問機関としてお願い したものなので、ここが出したものというのは やっぱり注目されるし、大きいと思うんです。 ですから、そこを誘導されちゃ困るなというの がすごくあるわけです。もちろん誘導とかいう のはないんでしょうけれども、率直に宮崎県の 口蹄疫対策の検証委員会としての重みというか、 厚さというか、先ほど武井委員からも出ました けれども、それは十分に担保できるような検証 委員会であることが必要だと思いますけれども、 そこについてはいかがなんですか。

○大坪行政経営課長 まさにそこが生命線だと いうふうに思っていまして、これが県よがりの 報告書になっては何にもならないわけです。今 回、僕らもその当事者として中に入って作業を して、みんな一生懸命やったのは事実です。一 生懸命やったんですけれども、振り返ってみれ ば、あのときこうすればよかったというのは結 構出てくるんだろうというふうに思います。そ ういうことは内側から見てもわかるでしょうし、 外側からもいろんな御意見が出てくるでしょう から、そういうことを踏まえて、今後仮に発生 した場合に、きちんと初動体制で押さえ込める かどうかとか、あるいは、この問題というのは 口蹄疫だけじゃないと思うんですね。そのほか のいろんな感染症にも応用できるような事案だ と思いますので、そういった今後のいろんな対 策に反映できるように、しっかりとした検証を 進めていきたいと、そんなふうに考えておりま す。

〇井上委員 物すごく期待していますので、家

伝法も含めてそうですけれども、今回のことの 検証の結果では、法律が変わらないといけない ものというのは物すごくあるわけですね。です から、この宮崎県の口蹄疫対策検証委員会の報 告書というのは、そこを十分国が重視して、大 事にしていただかないといけないところだと私 は思っていますので、時間的には庁内調査チー ムの方たちもお忙しいとは思いますが、ここは 熱心にやっていただいて、ハードになる可能性 は高いと思いますが、そこはしっかりと受けと めてやっていただきたいというふうに要望して おきたいと思います。

○押川委員長 お願いをしておきます。

○横田委員 同じく検証委員会についてなんですが、以前、庁内調査チームを中心に、委員会以外の専門家とかの意見聴取もするということをお伺いしていたんですけれども、どういった分野の専門家の意見を聞こうと思っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○大坪行政経営課長 まずはアンケート調査を 後半に行いますので、そのアンケートの中で、 特にお名前とか電話番号とかもお書きになって いる方で、この方にはもうちょっと聞いてみた いなという内容があったら、そういう方にもお 話を聞いてみたいと思っています。それと、来 週から入ります現地調査等の中では、市町村の 方、獣医さん方、主要な農家の方、そういった 方々にまずは一通り御意見をいただこうという ふうに思っております。

○横田委員 私も消毒の専門家とかの御意見もお伺いして、この前の代表質問で今回行われた消毒が本当に正しかったのかという質問もしようと考えていたんですけれども、終息したばかりで、消毒のあり方がもし間違っていたとか、そういう話になると県民の不安をあおるという

ことで今回、取りやめたんですけれども、そのかわりにこの検証委員会等でそういう消毒等の専門家の意見もぜひ聞いていただきたいというようなこともお願いしたものですから、ぜひ、そういう方の意見も聞いていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇大坪行政経営課長 消毒につきましても、防 疫対策の中の大きなポイントになっていますの で、そこは十分に配慮したいと思っております。 ○前屋敷委員 検証委員会の件についてですが、 体制の問題だとか、調査内容もいろいろあろう かと思います。この中で調査内容については、 具体的なものは明記はされていないんですが、 この間、本会議などでも知事が答弁される中で、 今後の防疫対策のかなめであるところの感染 ルートの解明、これを検証委員会で、国は、今、 中間取りまとめではまだ特定できないという状 況の中で、果たしてこのままでいいのかという のが全体の御意見だと思うんですけれども、そ れで、県の役割として、この検証委員会で国と 一体となった解明の方向にということで御答弁 もされておられるんですけれども、検証委員会 での感染ルートの解明の手だてというのも調査

○大坪行政経営課長 どういったルートで感染をしたのか、その原因は何だったのか、さらには飛び火した原因、県の施設にも入りましたので、そういった原因というのはしっかりと調べてみたいというふうに思っております。国のほうも疫学調査チームができまして、かなり調べていらっしゃるようですけれども、県は県としまして、いろんな方の話を聞いてみたり、現場にも行ったりしながら、そこはできる範囲ということになりますが、一生懸命やってみたいと

内容には十分盛り込まれているのかどうかです

ね

いうふうに考えております。

○前屋敷委員 ぜひ、そこは徹底して、みんなの一番の関心事だと思いますので、そこの解明なしには前に進まないところですので、お願いしたいと思います。

行財政改革の県民アンケートの件で、18ペー ジの問6の組織のスリム化を今、県としては図っ ているという設問のところなんですけれども、 組織のスリム化も必要ですが、立場から言えば スリム化してほしくないという中身もあるんで すね。それで、県の組織の数とか職員の数の削 減に取り組んでいるという設問になっていて、 参考に前回の事例も出されているんですけれど も、こういう設問の仕方で妥当かなというのが 一つあるんで、組織の数とか抽象的じゃなくて、 どういう機関があるとかいうような事例も示し ながらでないと、まさに、さっきも言われまし たが、行政に携わっていなかったり、一般の県 民の方にとっては、どういう組織があるのか、 機構があるのかというのもわかりませんので、 その辺のところはもう少し理解できるような形 で設問が必要かなと思いました。

それと、調査規模と対象者ですが、希望者はだれでもアンケートに答えられるということですが、どういう手段を使って県民の皆さんがアンケートに加われるのかというあたりのところも御説明ください。

○大坪行政経営課長 アンケートにつきましては、できるだけわかりやすくということには十分留意したいと思いますが、一方で、余りボリュームが多くなっても読みづらいというところがありますので、そこは十分検討して、最終的に発出をしたいというふうに思っております。

それから、周知の方法ですけれども、当然な がら、県のいろんな広報媒体がありますので、 そういったところを通して周知をするということ、それと県内にいろいろ総合庁舎等もありますので、そういったところに送付しまして、そこでも受け取れるようにとか、当然、県のホームページでも入手できるようにということで、できるだけたくさんの方が目に触れられるような方法でやっていきたいというふうに考えております。

○前屋敷委員 偏ったところからのアンケート じゃなくて、調べて、いろんな分野からの意見 が必要だというふうに思うんですね。そういっ た意味では、周知の仕方も、きちっと網羅され るような形で情報を出していただきたいという ふうに思います。

○鳥飼委員 2点お尋ねします。1点は、今、 出されましたけれども、行財政改革のところ、 現状を私、見てみますと、知事部局で1,000人と いうことで今、990人ぐらいに減員なって、ゴム で例えれば伸び切ったゴムになっているんじゃ ないかなというふうに思っているんですけれど も、現状をどういうふうに見ておられるのか、 お尋ねしたいと思います。

○大坪行政経営課長 知事部局だけで1,000人ということではございませんで、教育委員会とか警察等も含めての1,000人ということでございます。確かに、スリム化を図るというのは重要な視点であります。特にこれだけ財政状況、厳しい中で、できるだけスリム化を図って効率的に仕事をするというのは重要な視点でしょうけれども、一方では、新しい行政需要にしっかり対応するということも重要な視点でしょうから、そこをうまくバランスをとりながら今後は進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

○鳥飼委員 失礼しました。全部で1,000人です

ね。私の認識は、伸び切ったゴムみたいになっているなというふうに思っていまして、本会議でも申し上げましたけれども、県庁職員の時間外労働を見てみましても、数百時間といいますか、大変な状況の中で時間外をやっている。業務の調整をすればいいんでしょうけれども、それがなされないままに来ているところが大きな問題点だと思います。

アンケートについて要望しておきたいと思い ますが、実は、口蹄疫のところもそうなんです けれども、7月15日現在、防疫対策従事者で15 万8,500人という数字が出ているんです。この表 では、国、都道府県、自衛隊、警察官、宮崎県 職員、市町村職員、団体、JAとなっているん ですけれども、ここでも宮崎県職員と一くくり になっているんですね。しかし、教育委員会の 学校の先生たちも病院局とかも県職員というこ とだろうと思います。そこは誤解を招くという か、今回も、宮崎県職員はそのうち4万8,000人 となっているんですけれども、宮崎県警の皆さ ん方はどこに入っているのかなということで聞 きましても、ちょっとわからない点やらもあり まして、これを明確にしていくということで、 問6で一くくりに県職員1万8,000何ぼとしまし ても、教職員、警察官といますから、そこでど うだったのかというのを載せておいていただい たほうが判断しやすいんではないかなと。県民 の皆さん方も、中身を知らないままに数字を見 て判断をされると誤解を招くということがあり ますので、そこはお願いをしておきたいと思い ます。

それから2点目のほうですが、口蹄疫の関係で、人事課長にも前、お伺いをしたんですけれども、公務災害の方が40人ぐらいだったと思う

んですけれども、もう一回、御報告いただけれ ばお願いいたします。

○桑山人事課長 口蹄疫の防疫作業に従事した 職員に係る公務災害の状況ということで、現地 の本部に報告があったもの、それ以外に漏れて いたものもありまして、全体で、けがをしまし たというような方々が41件、これは9月3日現 在の集計でございます。そのうち、公務災害と して申請を上げてこられた方が30という状況で ございます。

○鳥飼委員 公務災害で認定をされればどうい う給付というか、対応というのがされるという ことになるんですか。

○桑山人事課長 通常の地共済の保険を使って やりますと、自己負担が3割出てまいりますけれども、公務災害適用になりますと、その自己 負担分、地共済の負担分を含めて、すべてが公 務災害の基金のほうから支出されると。本人に とっては負担がゼロということになります。場 合によって後遺症が残ったような場合には、それに対する補償というケースが出てくる場合も あり得ます。

○鳥飼委員 休んだ場合とかいうのはどういう ような処理になりますか。休暇をとらざるを得 なかったという場合。

○桑山人事課長 公務災害で休職というような 状況に至った場合でも、通常の病休であれば100 分の80という支給割合になりますが、公務災害 で休職に至った場合は、100%の給与が支給され る、そういった点が一般の傷病による休職との 違いがございます。

〇鳥飼委員 わかりました。

それで、口蹄疫の従事職員の方で今回、いろ んな傷害をということで、この間、本会議でも 出されましたけれども、もう一度、假屋課長の ところになるんですか、内訳なり合計なりをお 願いいたします。

○假屋総務事務センター課長 今回の防疫作業 に伴います傷病等の実態調査をしましたところ、 7月末で424件の傷病を負った者ということで報 告を受けております。その中で、現地で処置を した方が21件、病院に行かれて処置をした方127 件、自宅で処置をした方166件、放置した方、軽 くて何もしなかったという方が110件、以上でご ざいます。

○鳥飼委員 424件ということです。公務災害の 場合はこういうふうな措置があるということで すから、もうお答えは要りませんけれども、本 人の不利にならないように、しっかりした対応 をお願いしておきたいと思います。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○井上委員 ちょっと申しわけないんですが、 私どもの新みやざきの会派から水間議員が代表 質問で宝くじの問題を出しましたけれども、これは考えようによっては有効な手段になり得る と思うので、それについて具体的にどのような、 代表質問からそう時間がたっていないのであれなんですけれども、答弁によると、検討してみましょうみたいな話で終わっているんですけれども、正直、これについてはどのようなお考えなんですか。

○日隈財政課長 議会で答弁させていただいて おりますけれども、前例からいくとなかなか厳 しい状況です。例が少ない、阪神大震災である とか、新潟の中越地震、いわゆる激甚災害指定 の場合の、それも事業が対象になります。事業 については生活基盤を失ったような公共事業等 が対象になりますので、要件関係からするとな かなか厳しい状況です。根拠は、地方財政法の 関係で、それに係る総務省の省令がございます。 省令の中で何とか読み込めないかということで、 我々のほうでもいろいろ総務省のほうに要望と いう形でお願いはしているところです。なかな か厳しい状況ですが、強く要望してまいりたい と考えております。

○井上委員 あれには限定されているわけですね。事業も限定されているわけで。復旧事業なんかはいいと。だったら埋却地の今後の環境問題も含めて、現実に私たちが今後負担を多く強いられるであろうというところに公共事業として入れる可能性はすごくあるじゃないですか。もうちょっとひねりと言ったらおかしいけれども、アプローチの仕方を変えてみたりしてやってもらえないのかなと。接触してみてもらえないのかというのを強く要望したいんですけれども、いかがですか。全く意欲ゼロですか。

○日隈財政課長 実は私も、先々週になります けれども、総務省にも直接行きまして、地方債 課のほうとも話をしてまいりました。先ほど申 し上げました省令の中では、大規模な風水害、 地震、火災、干害、冷害、これによる災害対策 に係る事業という省令がございますので、この 中で、まず省令改正が必要なのかどうかという ことを含めて、あるいは解釈でできないのかと いうことを含めて、御相談しているところです。 その上で、もし可能となった場合には、今度は、 来年度発行の宝くじの計画に乗せるということ になりますので、例えば100回宝くじ発行がある とすると、1回分だけは宮崎のためにだけとい うことになりますので、これは全国の会員であ る都道府県あるいは政令市の了解を求めていく ことも含めて、今後取り組まなければならない ということになってくるのかなと思っていると ころです。いずれにしても、まずは総務省のほ うの了解のもとに、そしてすべてを了解とって

いくという作業、その場合、恐らくネックは鹿 児島県であるとか熊本県、そういったところに も了解をいただいて、その都道府県が売ってく れるという了解もとっていかなくちゃいけない ということになってくるので、ちょっと時間も かかろうかと思いますが、その点はしっかりやっ ていきたいと考えております。

○井上委員 ぜひよろしくお願いしたいんですが、私どものように本当に財政力の弱いところで表に出ている金額だけで2,350億というのは、これはめちゃくちゃ大きい金額なんですね。そこをもう一度復興させていくということになってくると、何らかの方法をとりたいと。これについてはまた強くプッシュしてみていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

〇押川委員長 ほかにございませんか。

○福嶋市町村課課長補佐 大変申しわけございません。委員会資料の訂正をお願いできればと思います。11ページをごらんください。10番、11番の事務の所管部局でございますが、経営金融課となっておりますが、正しくは商工政策課でございます。大変申しわけありません。訂正をよろしくお願いいたします。

〇押川委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 なければ、次に、請願の審査に 移りたいと思います。請願第39号でありますが、 「司法修習生給費制存続の意見書提出を求める 請願」ということで、執行部のほうから説明は ございませんでしょうか。

〇緒方総務課長 説明することは特にございません。

○押川委員長 それでは、委員の皆さん方から 質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 何もないようでありますから、 以上をもちまして総務部を終了いたします。執 行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時25分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、あす、行いたいと思います。開会時刻は13時30分といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇押川委員長 それでは、そのように決定いた します。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 本日の委員会を終了いたしたい と思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 以上をもちまして本日の委員会 を終了いたします。

午後2時26分散会

午後1時27分再開

出席委員(9人)

| 委 | 員 | | 長 | 押 | Ш | 修- | 一郎 |
|---|---|---|---|-----|---|-----|-----------|
| 副 | 委 | 員 | 長 | 河 | 野 | 哲 | 也 |
| 委 | | | 員 | 中 | 村 | 幸 | _ |
| 委 | | | 員 | 横 | 田 | 照 | 夫 |
| 委 | | | 員 | 松 | 村 | 悟 | 郎 |
| 委 | | | 員 | 井 | 上 | 紀代子 | |
| 委 | | | 員 | 鳥 | 飼 | 謙 | $\vec{-}$ |
| 委 | | | 員 | 前屋敷 | | 恵 | 美 |
| 委 | | | 員 | 武 | 井 | 俊 | 輔 |

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

 総務課主幹
 馬場輝夫

 議事課主査
 大下香

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいで しょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、一括採決を行いたい と思います。

議案第1号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 御異議なしと認めます。よって、 議案第1号外5件については、原案のとおり可 決すべきものと決定をいたしました。 次に、請願の取り扱いについてであります。 まず、請願第39号の取り扱いはいかがいたしま しょうか。

[「採決」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 請願第39号については採決との 意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 それでは、請願第39号の賛否を お諮りいたします。

請願第39号について採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○押川委員長 挙手多数によって、請願第39号は採択することに決定いたしました。

ただいま請願第39号が採択されましたが、当請願は、意見書の提出を求める請願であり、委員会発議として意見書案を提出することについては、全会一致での決定が必要でありますので、お諮りいたします。

請願第39号について、委員会発議としての意 見書案を提出することについて御異議ございま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 御異議ございませんので、委員 会発議として意見書案を提出することに決定い たします。

それでは、意見書の内容について何か御意見 はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時30分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

意見書案のとおり、当委員会発議とすること に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇押川委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時34分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

先ほど出た意見、昨日の委員会での御意見を 入れさせていただいてやっていきたいと思いま すので、委員長報告につきましては、正副委員 長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、口蹄疫に関する提言・要望についてで あります。

当委員会の所管事項について御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時54分再開

〇押川委員長 委員会を再開いたします。

それでは、ただいまの御意見等については、 委員会の意見として検討会に御報告をするとい うことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇押川委員長 では、そのようにさせていただ きます。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

県民政策及び行財政対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 御異議ありませんので、この旨、 議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後1時55分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 以上で、委員会を終了いたします。

午後1時55分閉会